



野洲市
みどりの
基本計画

令和3年7月

野洲市

目 次

第1章 みどりの基本計画について	1
第1節 みどりの基本計画の概要.....	1
1. みどりの基本計画の概要と改定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間と計画対象区域.....	2
4. 計画の対象とするみどり.....	2
第2節 旧緑の基本計画の検証と改定にあたっての基本的考え方.....	3
1. 旧計画の検証.....	3
2. 改定にあたっての基本的考え方.....	5
第2章 みどりの現況	6
第1節 野洲市の現況.....	6
1. 位置及び面積.....	6
2. 地形.....	7
3. 地質.....	9
4. 水系.....	10
5. 人口、産業.....	11
6. 土地利用.....	13
7. 市街地の進行状況.....	14
8. 災害ハザードの状況.....	15
9. みどりに関する上位計画.....	16
第2節 野洲市の緑の現況.....	19
1. 自然環境.....	19
2. 緑地の変遷.....	22
3. 都市公園等.....	23
4. レクリエーション施設.....	26
5. 法指定.....	27
6. 緑化.....	30
7. みどりに関する活動.....	32
8. みどりに関する市民意識.....	35
第3章 みどりの課題	43
第4章 みどりの基本方針	45
第1節 みどりの将来像.....	45
第2節 みどりの基本方針.....	47
第3節 みどりの目標.....	48
1. 人口の将来見通し.....	48
2. みどりの目標.....	49

第5章 みどりの取組	50
第1節 施策の体系	50
第2節 みどりの施策	51
1. かけがえのないみどりを守るための施策	51
2. 活力と交流を生むみどりを増やすための施策	55
3. 身近なまちのみどりを育むための施策	63
4. 市民とともにみどりの輪をひろげるための施策	66
第3節 地域別のみどりの施策	71
1. 野洲地域	71
2. 北野地域	72
3. 三上地域	73
4. 祇王地域	74
5. 篠原地域	75
6. 中里地域	76
7. 兵主地域	77
第6章 計画の推進に向けて	84
第1節 計画の推進体制	84
1. 推進体制	84
2. 関係機関との連携	85
第2節 計画の進行管理	85
1. 進行管理のサイクル	85
2. 進行管理の方法	85
参考資料	87
1. 野洲すみどりの基本条例	88
2. 改定の経緯	91
3. 野洲すみどりの基本計画検討委員会	92
4. 語句説明	94

第1章 みどりの基本計画について

第1節 みどりの基本計画の概要

1. みどりの基本計画の概要と改定の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法[※]第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指します。具体的には、都市公園[※]等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針を定める計画であり、旧町時代の平成11年3月に「野洲町緑の基本計画」を、平成12年3月に「中主町緑の基本計画」を策定しました。

その後、約20年を経るなかで、日本全体としての人口減少社会が進行するとともに、地球環境問題、農業の担い手不足、都市農地に対する位置づけの転換、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地等を取り巻く環境は大きく変化し、これを受けて、都市緑地法や都市公園法などの関連法の改正も行われてきました。

近年では、SDGs[※]（持続可能な開発目標）が国連で定められ、本市でもSDGsを意識したまちづくりを進めている他、脱炭素社会[※]への移行が求められるなど、地球規模での環境保全の取組が強化されています。

一方、平成16年には旧野洲町と旧中主町が合併して野洲市が誕生しました。今回、こうした社会情勢の変化や、市を取り巻く環境の変化などを踏まえて、これらの変化に的確に対応し、緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするため改定を行うことになりました。

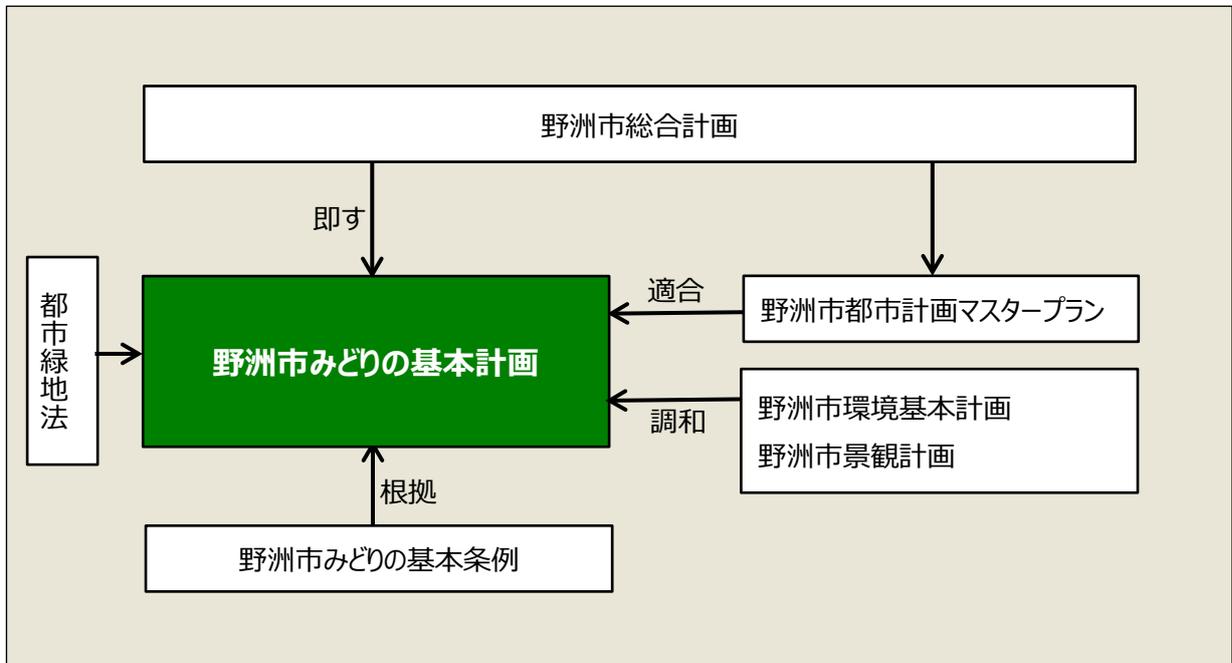
＜旧緑の基本計画策定以降における、みどりに関する法制度の主な改正概要＞

景観緑三法 （平成16年改正・施行）	○都市緑地法、都市公園法 [※] 、景観法 [※] （いわゆる景観緑三法）の改正・施行 ○緑の基本計画への都市公園整備方針の位置づけ、公園施設の設置・管理制度の緩和、景観に関する新たな法制度の制定
生物多様性基本法 [※] （平成20年施行）	○生態系全体のつながりを含めて保全することを目的とした法制度の制定
都市農業振興基本法 [※] （平成27年施行）	○都市農地を、都市に「あるべきもの」に位置づけ、都市農業振興施策の本格展開の観点から、農業施策と連携しつつ今後講ずるべき施策の方向を提示
都市緑地法 （平成29年改正）	○都市のみどりの空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律（都市緑地法、都市計画法、都市公園法等）を一括改正

文中の※印は、語句説明に記載のある用語

2. 計画の位置づけ

野洲市みどりの基本計画は、「野洲市総合計画[※]」を上位計画とし、「野洲市都市計画マスタープラン[※]」と適合し、「野洲市環境基本計画[※]」「野洲市景観計画[※]」と調和した、都市の骨格となる総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。



3. 計画期間と計画対象区域

計画期間は令和 3 年から令和 12 年までとし、計画対象区域は本市全域とします。

4. 計画の対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、「樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一段の土地をいう。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース[※]並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）等（野洲市みどりの基本条例第 2 条）」とします。

なお、都市における農地については、平成 29 年の都市緑地法改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置づけられました。

第2節 旧緑の基本計画の検証と改定にあたっての基本的考え方

1. 旧計画の検証

1) 数値目標の検証

旧野洲町、旧中主町の緑の基本計画では、表 1-1 に示す数値目標を設定していました。

この目標値に対する現状は、緑地の確保目標はおおむね目標とおりですが、人口や都市公園については、目標値を下回っています。

表 1-1 数値目標と現況

項目	旧野洲町	旧中主町	現況
将来人口	46,000 人	15,100 人	49,889 人 (平成 27 年国勢調査)
緑地の確保目標	・都市計画区域※ に対する割合 70%	・都市計画区域に 対する割合 7.2%	・都市計画区域に対す る割合 68%
施設緑地の目標	・都市公園 80 m ² /人 ・都市公園等 130 m ² /人	・都市公園 47.4 m ² /人	・都市公園 8.1 m ² /人 ・都市公園等 12.3 m ² /人 (令和 2 年)

2) 施策の取組状況

①旧野洲町緑の基本計画

旧野洲町緑の基本計画で位置づけられた施策を、「みどりの保全に関する施策」「公園の整備や公共施設の緑化に関する施策」「民有地の緑化や住民参加に関する施策」に分類して、施策の取組状況を整理しました。

表 1-2 (1) 施策の取組状況 (旧野洲町計画)

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
■みどりの保全に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境の保全 ・水辺環境の保全 ・田園環境の保全 ・史跡の保全・活用 ・鎮守の森の保全 ・緑のネットワークの形成 ・ビオトープ※ネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林や自然公園、風致地区などによる森林環境の保全、日々の管理や植生が復元しやすい護岸整備による河川環境の保全、農用地区域の指定や貸し農園などによる田園環境の保全に取り組んでいます。 ・永原御殿跡が国史跡に指定され、竹林の伐採・整理に取り組む予定です。

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園の整備や公共施設の緑化に関する施策 • 拠点となる公園の整備推進 • 身近な公園・緑地の整備推進 • レクリエーション機能の充実 • 震災・火災に対応する緑の確保 • 避難地・避難路の確保 • 道路・公共施設の緑化推進 • 旧街道のイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> • 拠点となる公園や身近な公園・緑地については、整備が進んでいません。 • 希望が丘文化公園や野洲川河川公園を防災拠点として位置づけています。 • 道路緑化については、バリアフリーなど、歩行空間の確保を優先しています。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民有地の緑化や住民参加に関する施策 • 住宅地・工場の緑化促進 • 緑による景観形成 • 住民参加の促進 • 緑化意識の高揚 • 緑化に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業や住宅地に対する緑化促進に取り組んでいる他、教育施設における生態系に配慮した緑化を実施しています。 • 緑の募金や緑の少年団の育成、緑化の講習会やイベントの開催などの他、自然観察に関する指導員の育成に取り組んでいます。

②旧中主町緑の基本計画

旧中主町緑の基本計画で位置づけられた施策を、「みどりの保全に関する施策」「公園の整備や公共施設の緑化に関する施策」「民有地の緑化や住民参加に関する施策」に分類して、施策の取組状況を整理しました。

表 1-2 (2) 施策の取組状況 (旧中主町計画)

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ■ みどりの保全に関する施策 • 水辺環境の保全 • 田園環境の保全 • 社寺林の保全 • 琵琶湖岸の緑地整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 琵琶湖国定公園の管理を県が行っているほか、森林法に基づく社寺林の保全に取り組んでいます。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園の整備や公共施設の緑化に関する施策 • 緑の拠点の整備 • 身近な緑地の整備 • 町を特徴づける緑化 • 身近な地域の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> • 吉川緑地や家棟川緑地、蓮池の里多目的公園、中央公園などの整備を実施しています。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民有地の緑化や住民参加に関する施策 • 民間住宅の緑化 • 住民参加の緑化 • 緑の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> • 条例に基づく事業者への緑化指導や地区計画※による緑化に取り組んでいる他、苗木の配布も実施しています。 • 緑の少年団は活動を継続中です。

2. 改定にあたっての基本的考え方

以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

① 持続可能なみどりのまちづくりへの対応

今後も進む少子高齢化に伴うみどりの担い手不足や、公共施設の老朽化などの財政的な課題に対応しつつ、持続可能な「みどりのまちづくり」を進めていくためには、計画内容の実現性を高め、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

そのためには、「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今あるみどりの活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働[※]につながる計画」等の視点を重視した改定を行いました。

② 公園の活用や管理運営のあり方

本市の市民一人当たりの都市公園面積は、野洲市都市公園条例において目標とする10㎡/人を満たしておらず、街区公園[※]のような身近な公園の数も多くはありません。

市民アンケートでも、身近な公園の整備状況に対する不満の声が多くみられ、今後、野洲市が住みたい都市として選ばれるためには、子育て世代への魅力向上につながるような公園を充実させていく必要があります。

また、多発する自然災害に対する安心安全なまちづくりにとって、避難地となるような規模の大きな都市公園についてもニーズが高まっています。

さらに、長期未整備公園の見直しを含めた都市公園の再編が必要であることや、小規模公園（地域ふれあい公園）の今後の扱いなど、公園に関する課題が多く残されています。

したがって、公園の整備、再編、再生・活用の視点を重視した改定を行いました。

③ 関連施策や市民等との連携

みどりのまちづくりに向けた取組は、都市計画や環境政策、農業政策など様々な関係施策との連携を図り、それらとの整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に進めることが必要です。

また、市民、事業者、行政が協働でまちづくりに取組んでいくことが重要です。

したがって、みどりに関する様々な分野の取組や課題、市民や専門家などの意見を反映させながら改定を行いました。

第2章 みどりの現況

第1節 野洲市の現況

1. 位置及び面積

本市は滋賀県の南部、湖南地域に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市・竜王町に接し、日本最大の湖である琵琶湖に面しています。

市域は、東西が約 10.9km、南北が約 18.3km に広がり、面積は琵琶湖を含み 80.14k m²です。



図2-1 野洲市の位置

2. 地形

図2-2、2-3に本市の地形を示します。本市の地形は、おおむね低地で構成されており、市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の斜面に山地や丘陵地が広がっています。これらの地域では、傾斜度が20度を越える斜面が分布していることがわかります。

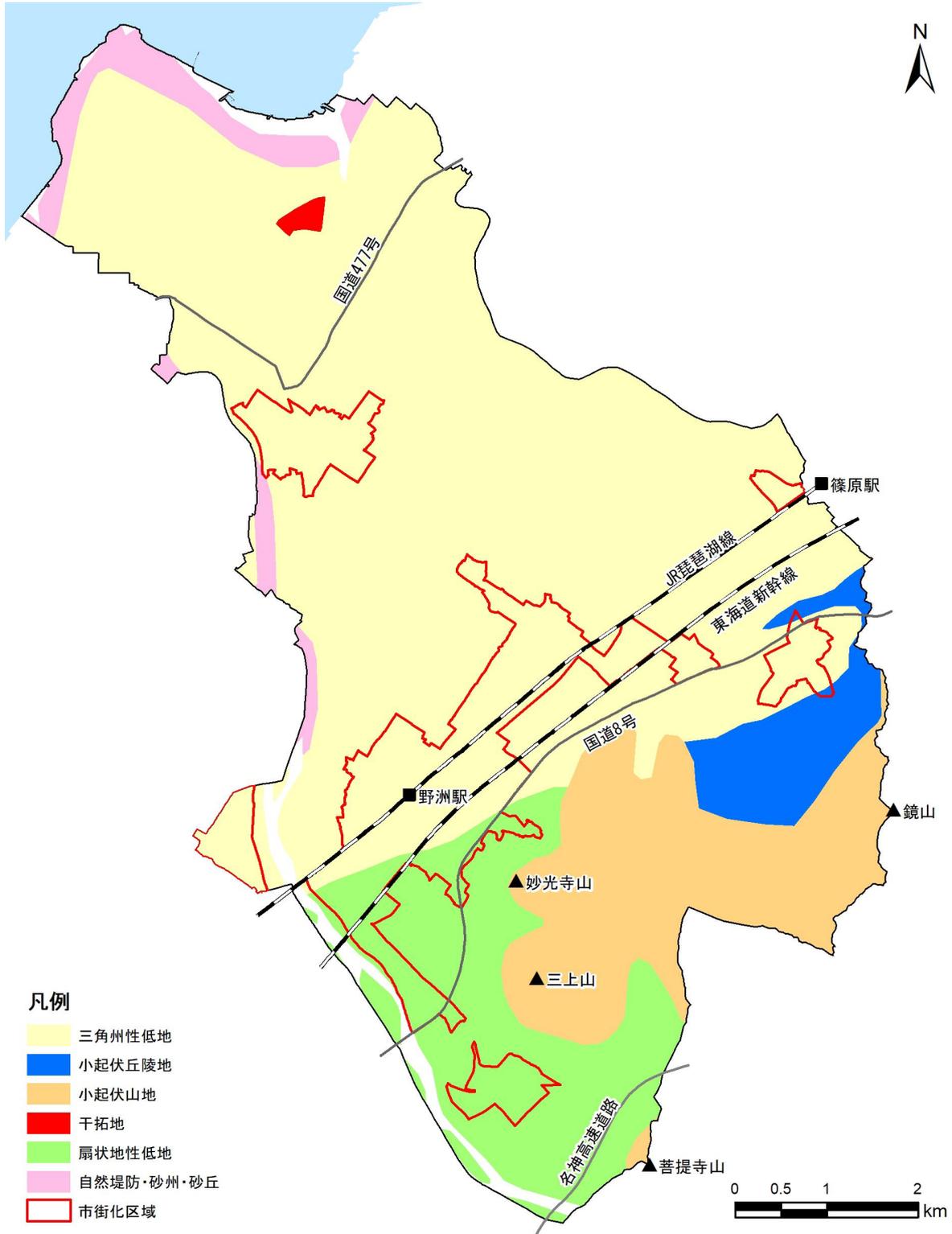


図2-2 地形区分

資料：土地分類基本調査

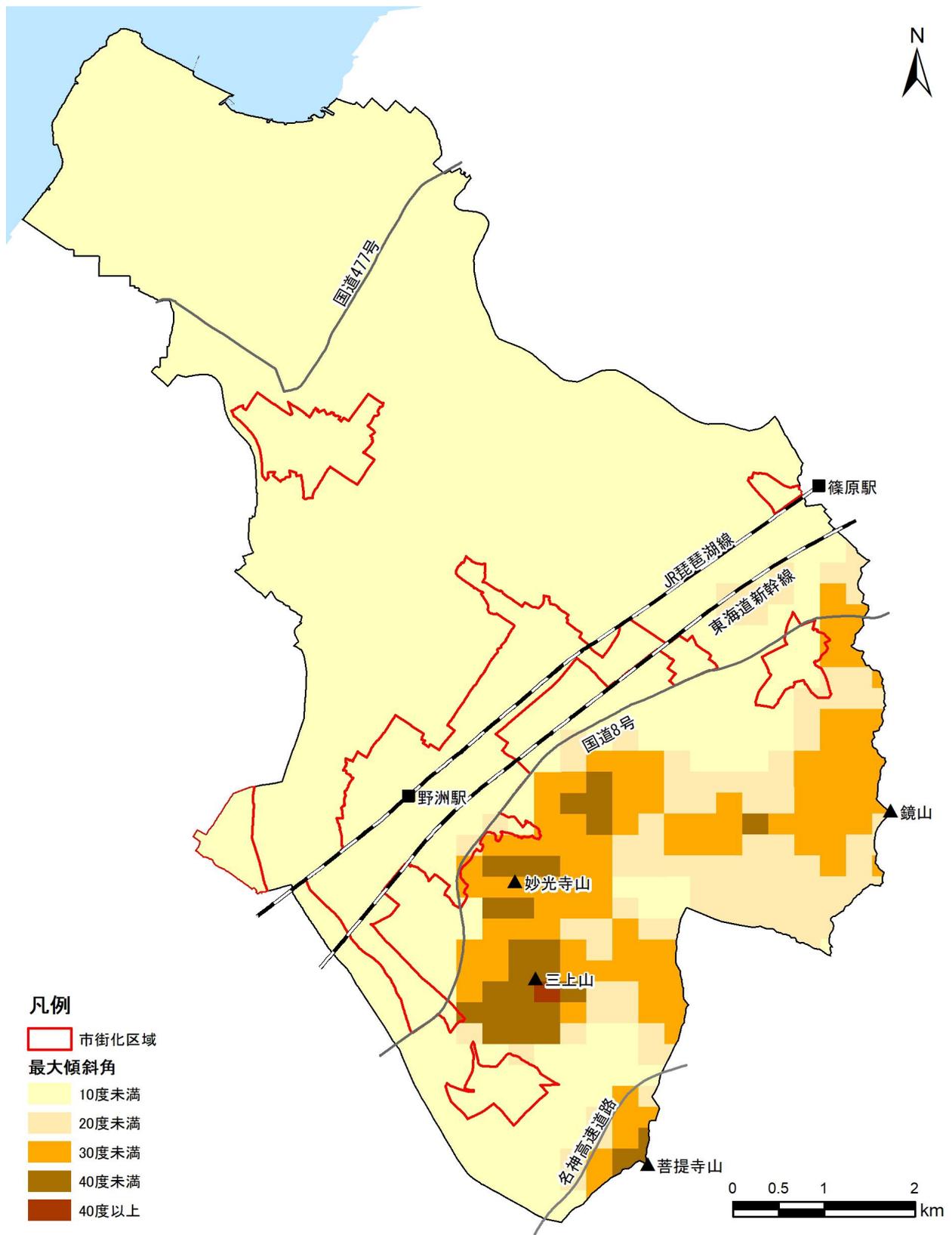
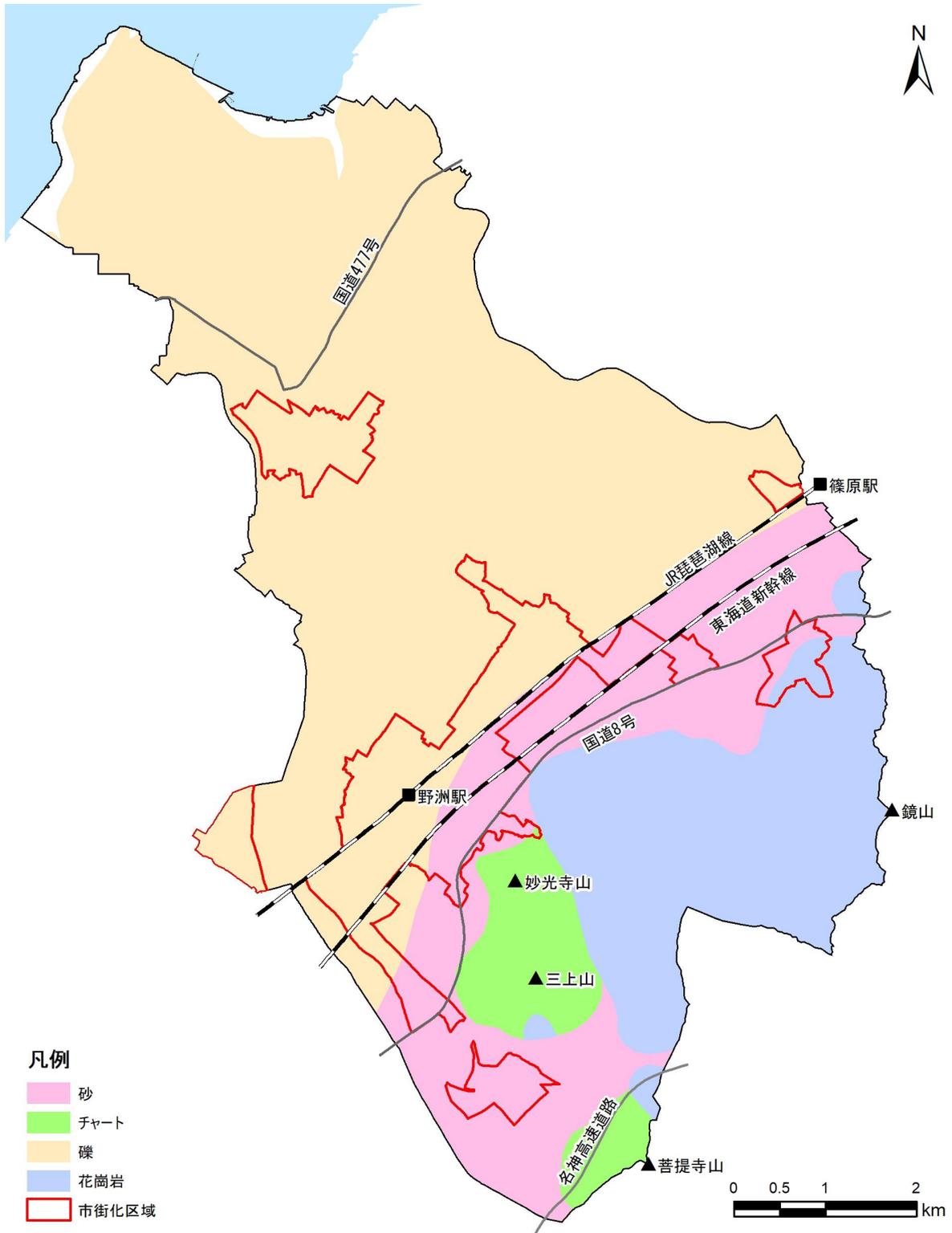


図 2 - 3 地形傾斜

資料：国土数値情報

3. 地質

図2-4に本市の地質を示します。市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の周辺の地質は、花崗岩やチャートとなっており、その他の低地部は砂や礫などで構成されています。



4. 水系

本市の西側、守山市との境界には野洲川が、東側の近江八幡市との境界には日野川が流れています。それぞれ、淀川水系の一級河川^{*}で、県内有数の大川です。

また、家棟川などが田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、良好な景観や環境に恵まれています。

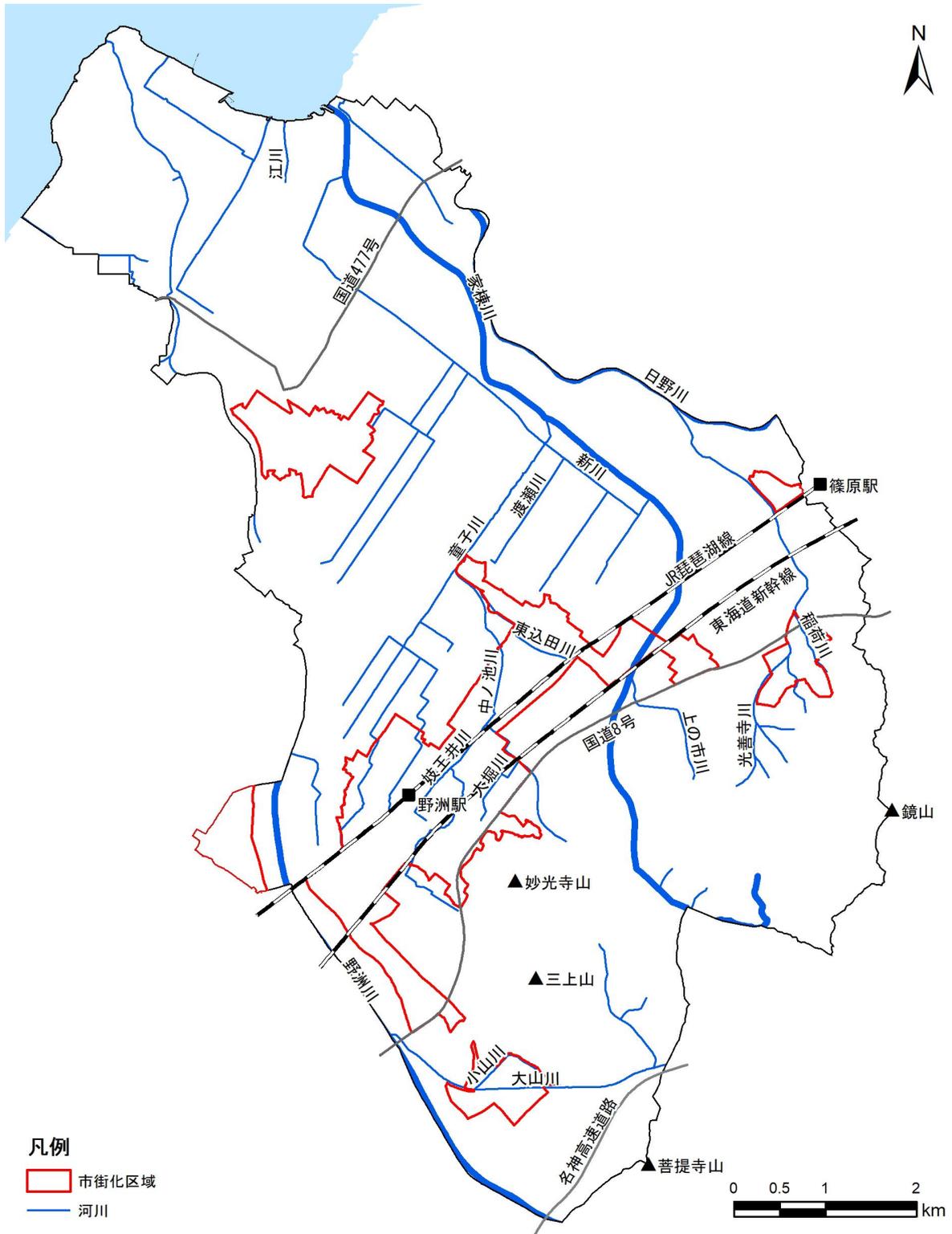


図2-5 水系

資料：国土数値情報

5. 人口、産業

1) 人口の推移

本市の人口は、49,889人で、世帯数18,143世帯（2015年国勢調査）です。鉄道の利便性の向上等により、大阪・京都・大津市等への通勤通学圏としての位置づけが強まり、人口は1975年から1985年に急激に増加し、近年においても緩やかに増加傾向でしたが、2015年は微減に転じました。

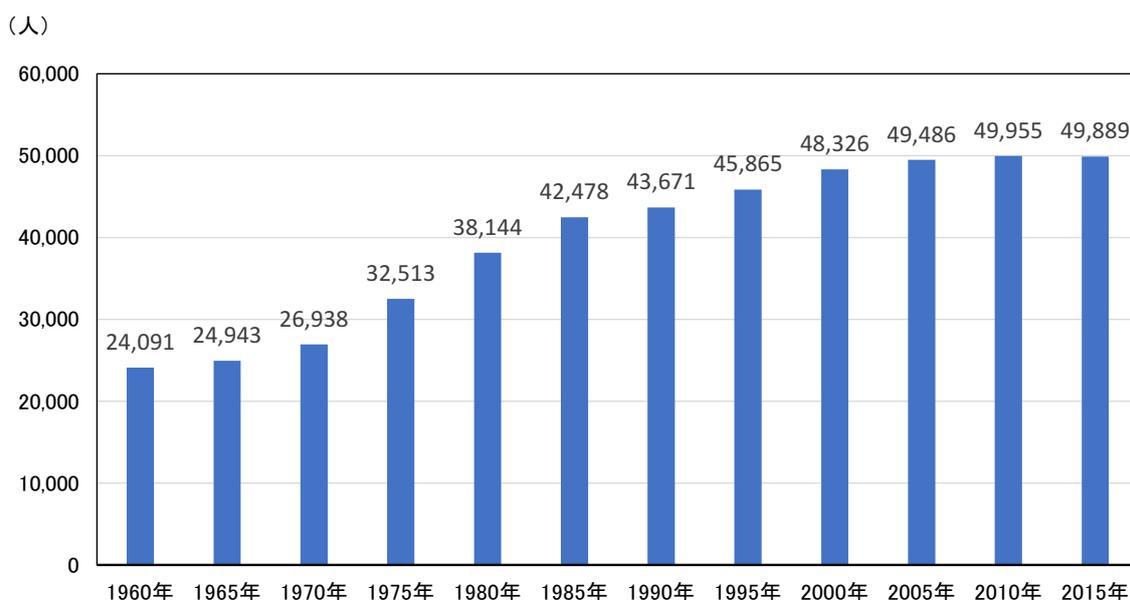


図2-6 人口の推移

2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分別の人口比率は、65歳以上の高齢者が県平均に比べてわずかに高くなっています。

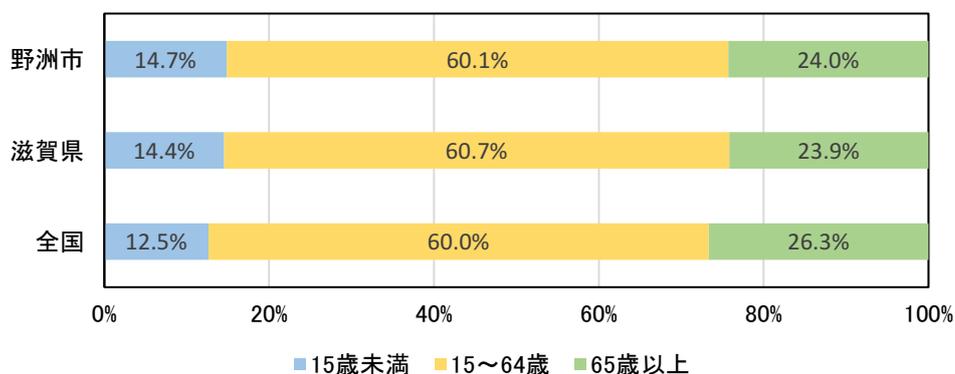


図2-7 年齢3区分人口割合（平成27（2015）年）

注：年齢不詳を除く割合
資料：国勢調査（総務省）

3) 産業

本市は、古くから良食味・良品質米の収穫される穀倉地帯として発展してきました。

1990年から2015年における経営耕地面積の推移をみると、やや減少しているものの、1990年当時に比べて約1割程度の減少にとどまっています。一方で、総農家数は減少傾向にあり、2015年の総農家数は、1990年の半分以下となっています。

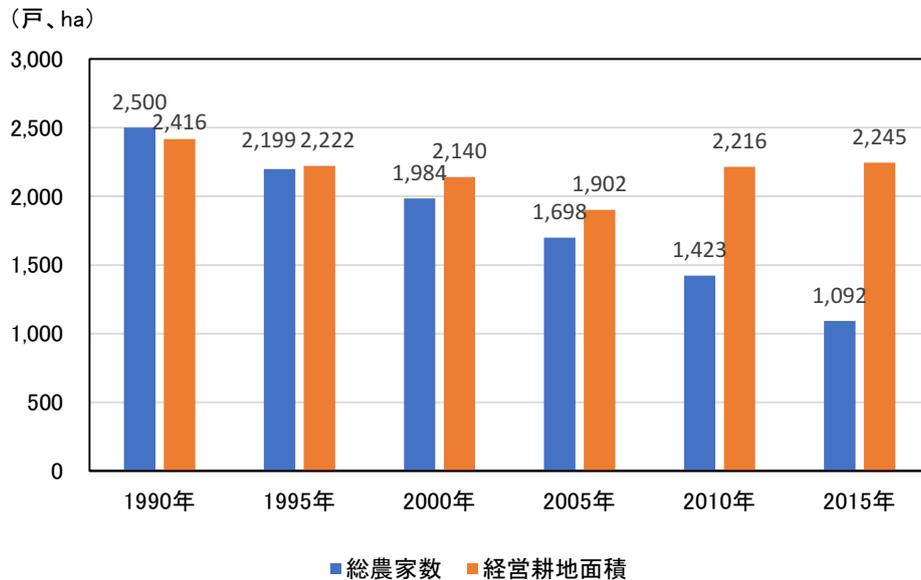


図2-8 総農家数と経営耕地面積の推移

資料：農林業センサス

本市には、大規模な工場、事業所が立地しており、製造品出荷額等や従業者数も近年増加傾向にあります。

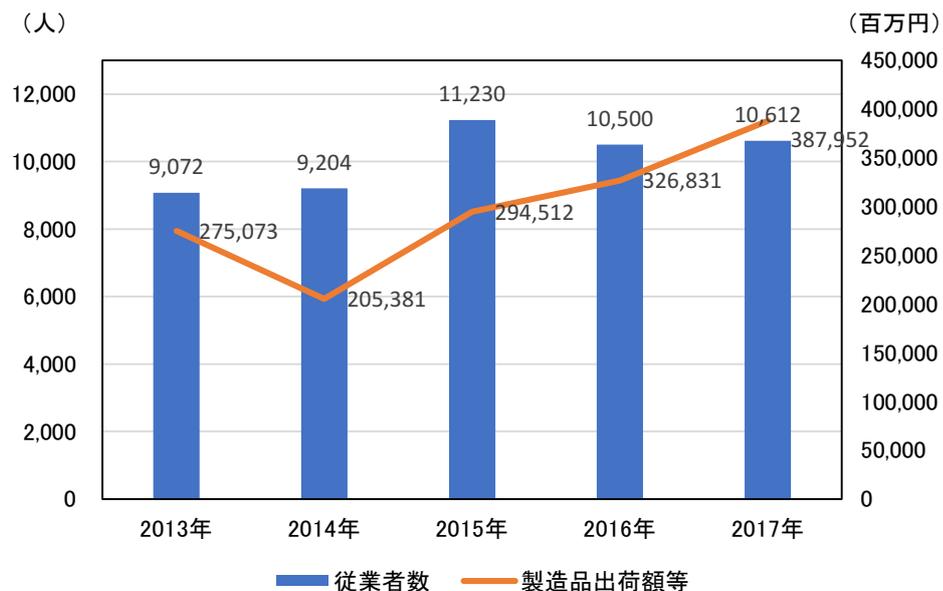


図2-9 工業の推移

資料：工業統計調査、経済センサス

6. 土地利用

本市の土地利用の状況は、図2-10、図2-11に示すとおりです。

市街化区域は、一般市街地や商業業務地、工業地、公共施設用地等の都市的土地利用が約90%を占め、農地、山林等の自然的土地利用が約10%となっています。

一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約79%を占め、都市的土地利用が約21%となっています。

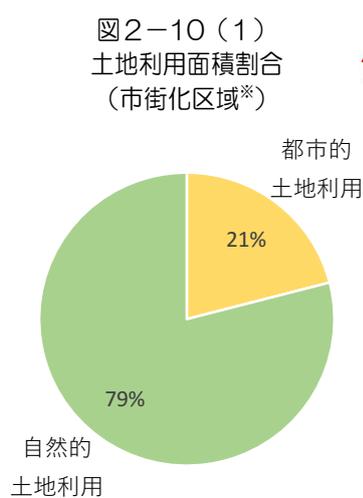
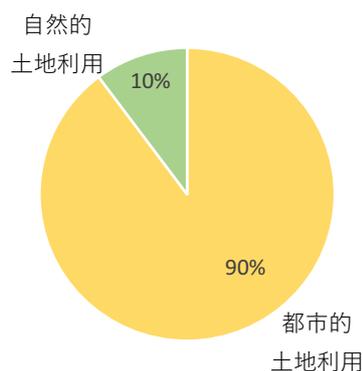
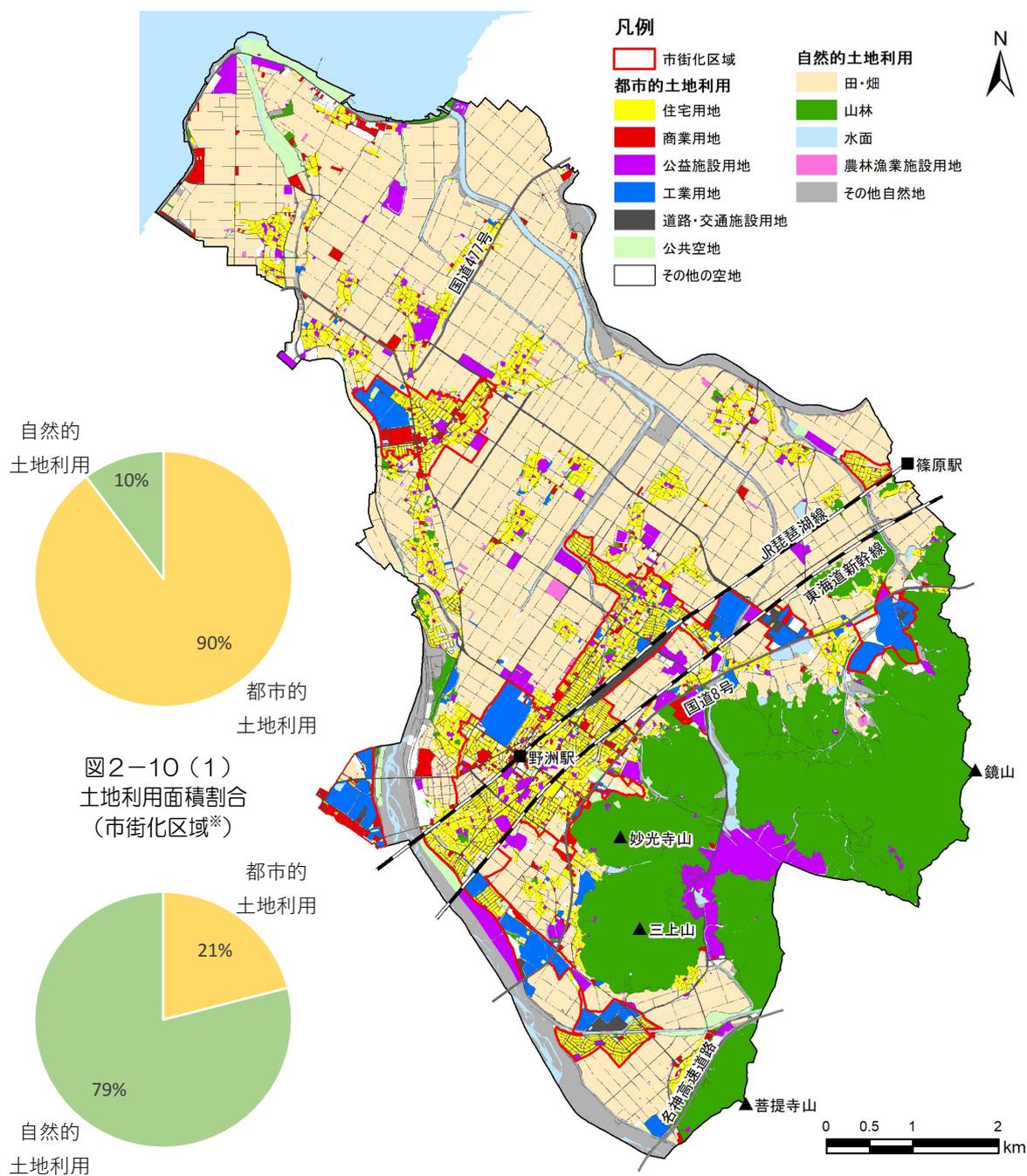


図2-11 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査（滋賀県（平成27年））

7. 市街地の進行状況

人口集中地区（DID 地区）*は、昭和55（1980）年時点において野洲駅周辺で設定されていましたが、20年後の平成12（2000）年には北東部、南西部に広く拡大しています。（図2-12）

DID地区面積は、昭和55（1980）年から平成27（2015）年にかけて2.6倍に拡大しています。

*人口集中地区は、国が実施する国勢調査で設定されているもので、人口密度が40人/ha以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が5,000人以上を有する地域に設定されます。

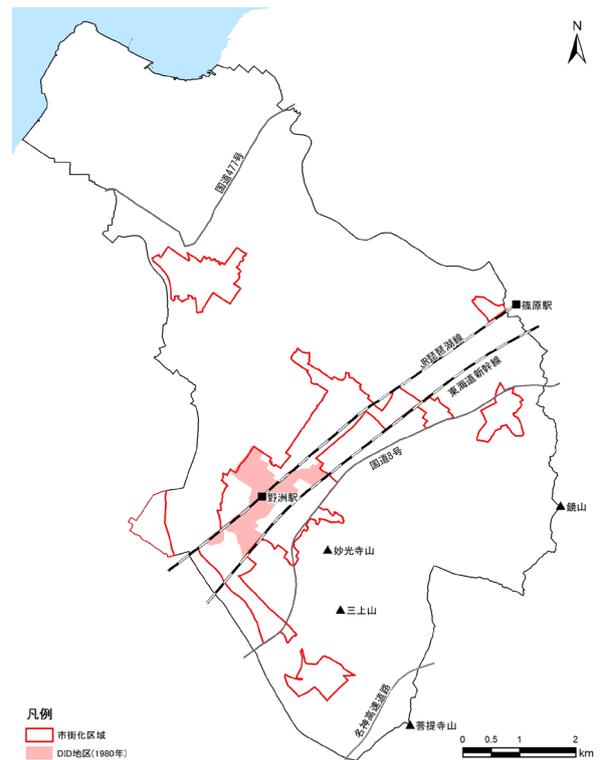


図2-12 (1) DID地区 (1980年)

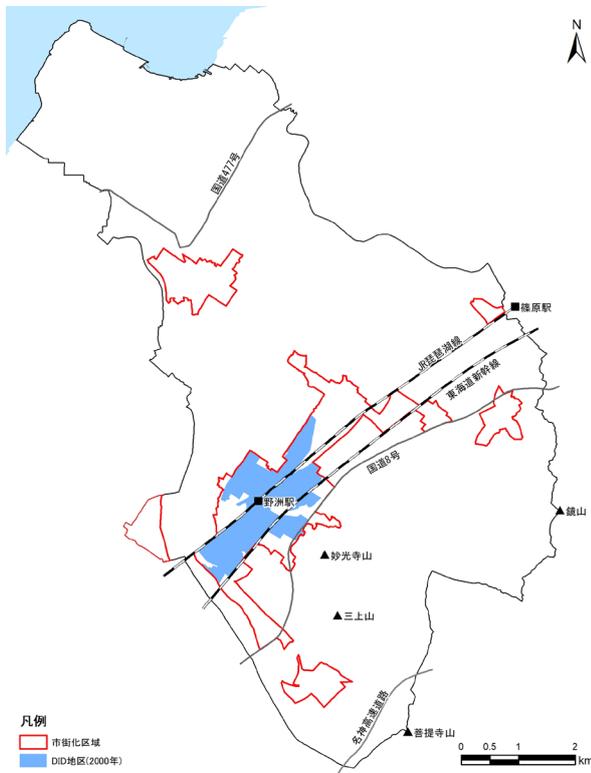


図2-12 (2) DID地区 (2000年)

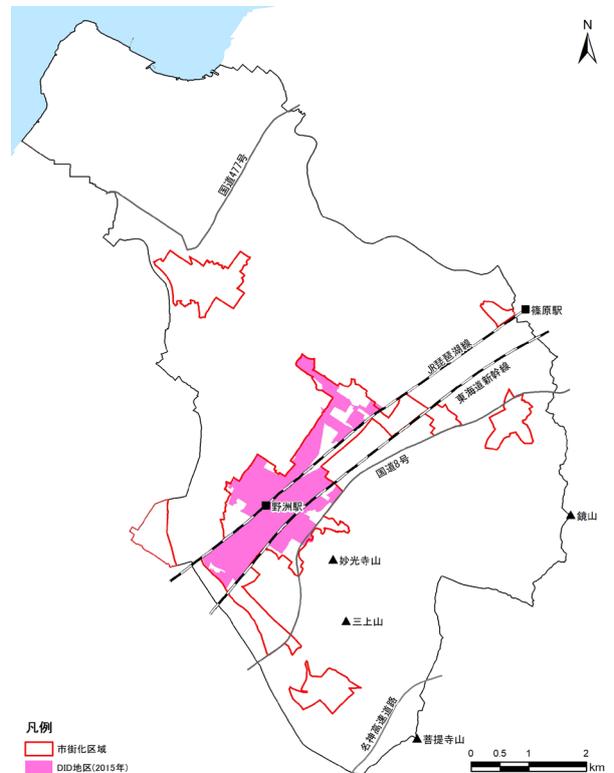


図2-12 (3) DID地区 (2015年)

資料：国勢調査

8. 災害ハザードの状況

本市の災害ハザードの状況は、図2-13に示すとおりです。

記録的大雨等による浸水想定区域は市街化区域を含む広範囲に及び、特にJR篠原駅付近では3.0m以上の浸水が想定されています。液状化危険度では、可能性大(15<PL)の区域が市域北部や中央部に広く分布しています。

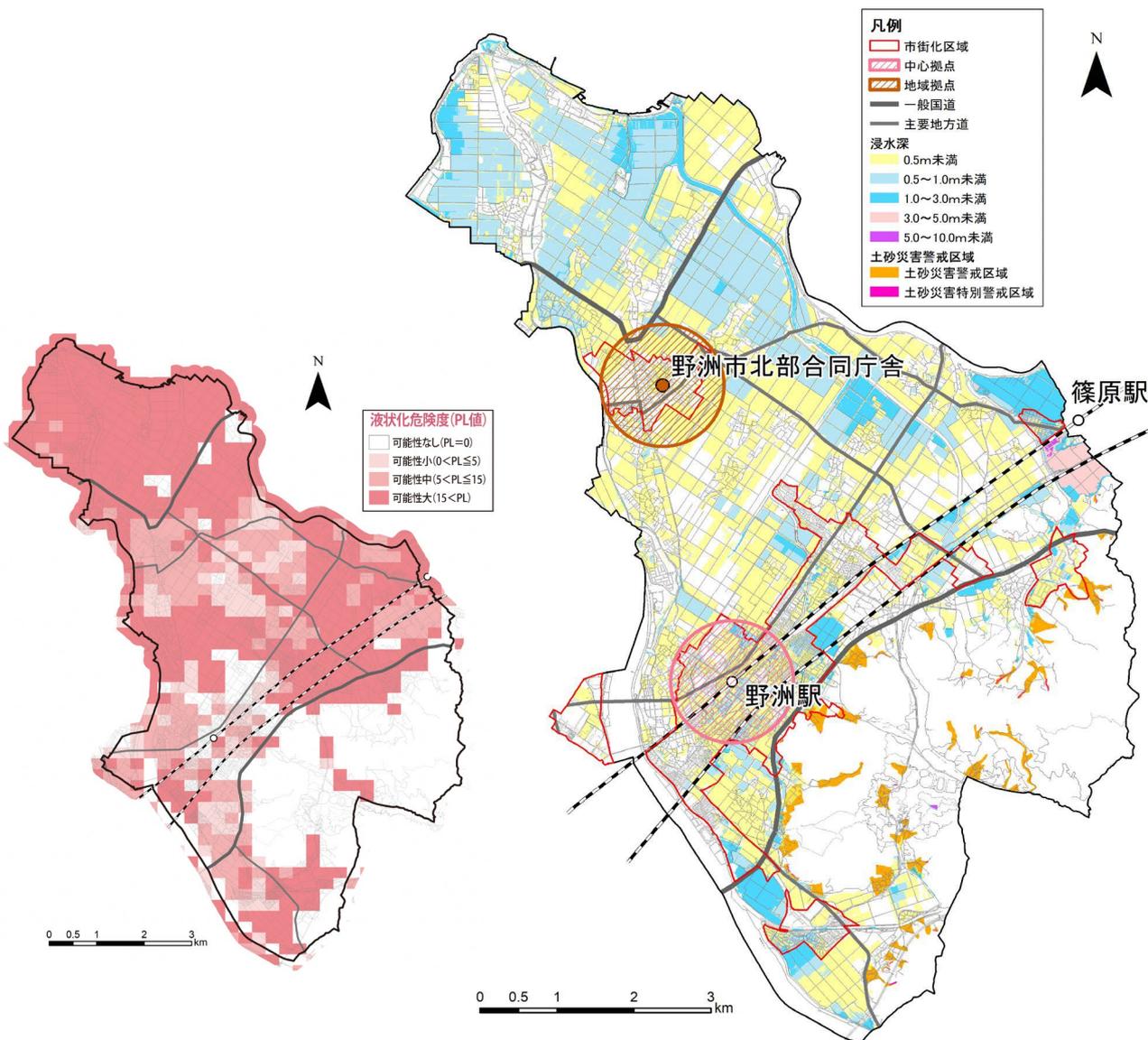


図2-13 (1) 地震ハザードマップ※

図2-13 (2) 洪水ハザードマップ

資料：野洲市都市計画マスタープラン

9. みどりに関する上位計画

1) 第2次野洲市総合計画

■計画期間

- 令和3年度～令和12年度

■めざす将来都市像

『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』

無数の色が調和して一つとなり美しく輝く虹のように、多様な人々がともに暮らし、互いに認め合いながら個性を発揮し、山や田畑、川や湖など、色とりどりの自然が都市の中で調和するまちをめざします。多様な人々と自然をはじめとする多彩な地域資源がそれぞれに輝きながら調和する、笑顔あふれる都市を実現することで、「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」をめざします。

■環境・都市計画・都市基盤整備分野の基本方針

- 里山から河川、琵琶湖までの連続する豊かな自然環境が守られるまちをめざします。
- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方のもと、必要な都市機能が市街地拠点において確保され、公共交通等のネットワークで結ばれるまちをめざします。
- 豊かな自然環境を守りつつ、地域特性に合わせた快適な都市環境を確保し、安全で安心なまちをめざします。
- 激甚化する台風等の自然災害への対応として、ハード・ソフト両面で災害に強いまちをめざします。

■環境・都市計画・都市基盤整備分野の基本計画（みどり関連）

取組方針	主な取組み
①自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 自然環境を保全するとともに、環境に優しい新しいライフスタイルへの変革を図り、低炭素社会の形成を推進します。	市民との協働による環境保全活動、環境活動への参加促進、省エネルギーの推進、クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効活用
②景観の保全と創出 美しい景観は市民の財産であるという認識を市民・事業者等と共有し、美しい景観の保全・創出に取り組みます。	自主的な景観保全活動に対する支援、事業者に対する指導啓発、屋外広告物の適正管理
③都市公園の整備・維持管理の充実 都市公園を整備し、緑地を保全することにより市民の健康増進や憩い・癒しの場を創出します。	都市公園の整備、みどりの基本計画の推進、市民との協働による公園管理と担い手の確保

2) 野洲市都市計画マスタープラン

■計画期間

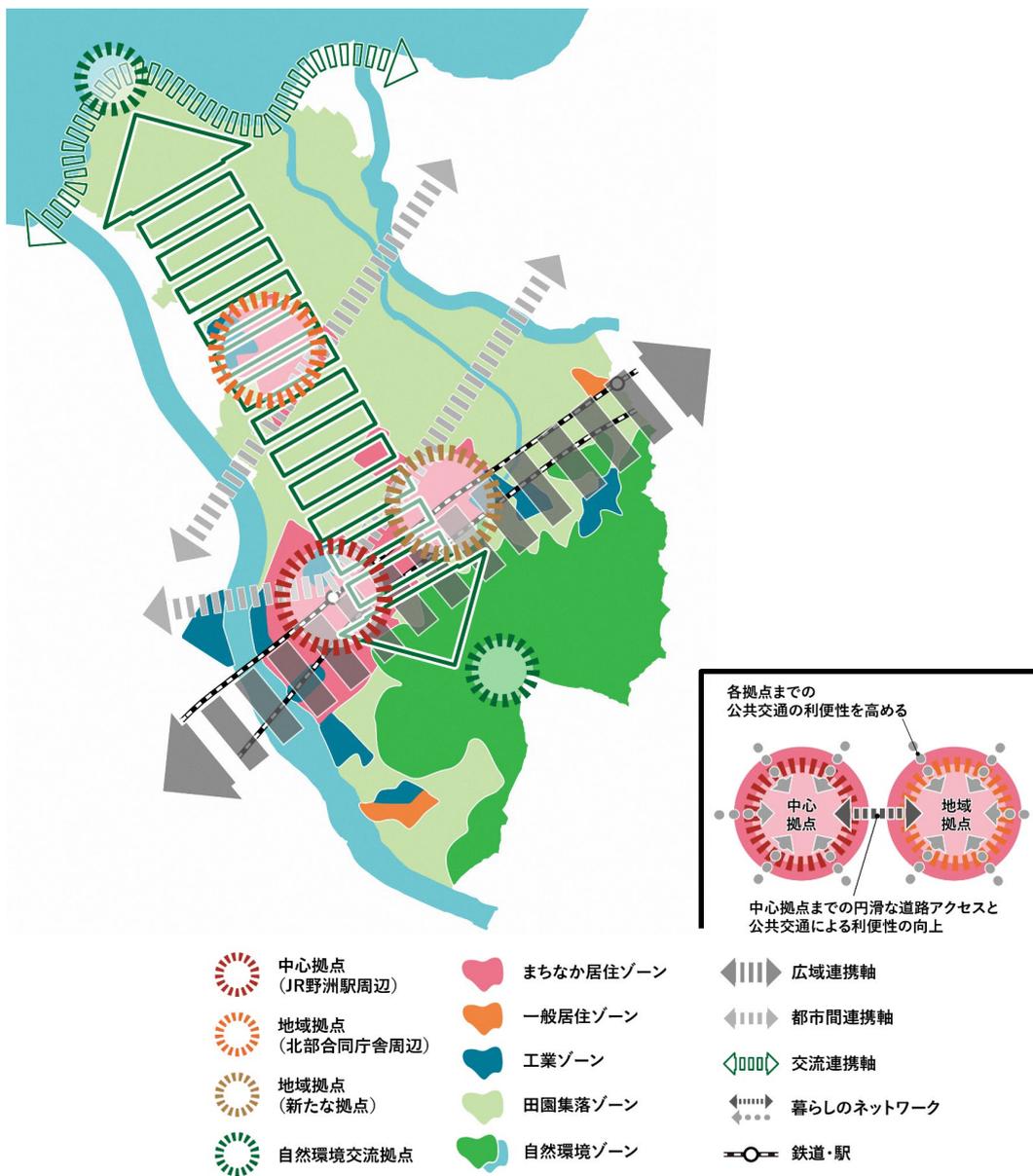
- 令和3年～令和12年

■将来都市像と都市づくりの目標

『活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち』

- 目標1 拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化
- 目標2 安全で利便性の高い居住環境づくり
- 目標3 田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり
- 目標4 都市の安全を高める防災基盤の強化
- 目標5 豊かな自然環境の保全と身近に自然を感じられる都市の形成

■将来都市構造



■ 自然環境保全・都市環境形成に関する方針（みどり関連）

都市環境形成

- 快適な都市環境の形成のため、地域が主体となった道路、公園、河川等の美化活動等の促進やゴミの不法投棄を防止するための監視・意識の啓発等を図ります。
- 緑豊かな都市環境の形成のため、工場や住宅地等の緑化促進や街路樹の整備等による都市緑化を促進します。

自然環境形成

- 野洲市民が伝統的・歴史的に受け継いできた貴重な自然環境を次世代に引き継ぐために、適切な開発等の指導・誘導により、自然環境の保全に努めます。
- 琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖一帯と、県立自然公園の指定を受けている三上山、滋賀県立希望が丘文化公園等の丘陵地については、本市のみならず、滋賀県を代表する貴重なみどりとして保全に努めるとともに、施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進、促進します。
- 兵主神社に代表される社寺の樹木・樹林は、郷土の歴史に根ざした貴重なみどりとして保全するために、保存樹・保存樹林や景観重要樹木の指定について検討するとともに、地域の協力による維持・管理に対する支援を行います。
- 本市の豊かなみどりを生かした環境学習に取り組み、みどりを担う人材の育成や市民の環境保全意識の醸成に努めます。

公園・緑地の配置方針

- 市街地や集落地では、地域住民に身近でコミュニティ活動の拠点となる都市公園等の整備と充実を推進するとともに、適切な配置と再編、地域との協働による維持管理に取り組みます。
- 主に若年層世帯の流入促進や流出抑制を目指した拡大市街地においては、市民の健康増進や子育て、地域コミュニティ活動の支援のために、新たな公園の整備を行います。
- 野洲川緑地や吉川緑地、家棟川緑地等は、市民が自然とふれあえる空間として今後も自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理を促進します。また、野洲川河川公園については、引き続き維持管理の充実に取り組みます。

第2節 野州市の緑の現況

1. 自然環境

本市の植生の状況は表2-1、図2-14に示すとおり、市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山の山地には落葉広葉樹や針葉樹の二次林が広く分布しており、その中にモザイク状に人工林が点在しています。河川沿いには水辺の植生が分布しています。

また、兵主神社のクスノキ林と希望が丘の湿原が、「滋賀県で大切にすべき植物群落（滋賀県）」に選定されています。

表2-1 植生の現況

区分	面積 (ha)
自然林、水辺植生	157.9
自然裸地	4.3
二次林	973.9
人工林	259.2
竹林	87.9
耕作地	2,942.5
草地	94.3

面積は図上計測

資料：環境省

表2-2 巨樹、巨木

樹種名	住所	樹高 (m)	幹周 (cm)	呼称
クスノキ	五条	25	310	兵主神社のクスノキ社叢林
アカマツ	比留田	20	400	
クロガネモチ	比留田	10	340	
ツブラジイ	小比江	20	320	
アカマツ	木部	25	410	笈掛松
クロガネモチ	比留田	30	340	
アカマツ	比留田	25	400	比留田の大松
ナラ	木部	20	370	
クスノキ	木部	20	310	
スギ	小南	10	390	
スギ	高木	12	425	
スギ	高木	21	350	
エノキ	北	17	325	
ムクノキ	竹生	20	330	
モチノキ	市三宅	20	320	
ツブラジイ		15		

詳細な場所が公表されていないものもあるため図示していない

資料：環境省巨樹巨木データベース

表 2 - 3 滋賀県で大切にすべき植物群落

群落名	位置	面積 (ha)
兵主神社のクスノキ林	兵主神社	3.0
希望が丘の湿原	上流の湧水付近のミミカキグサ、モウセンゴケの湿地、下部のイトイヌノハナヒゲの湿地、谷部の川沿いのキンコウカの優占湿原など、多数の湿原	0.3

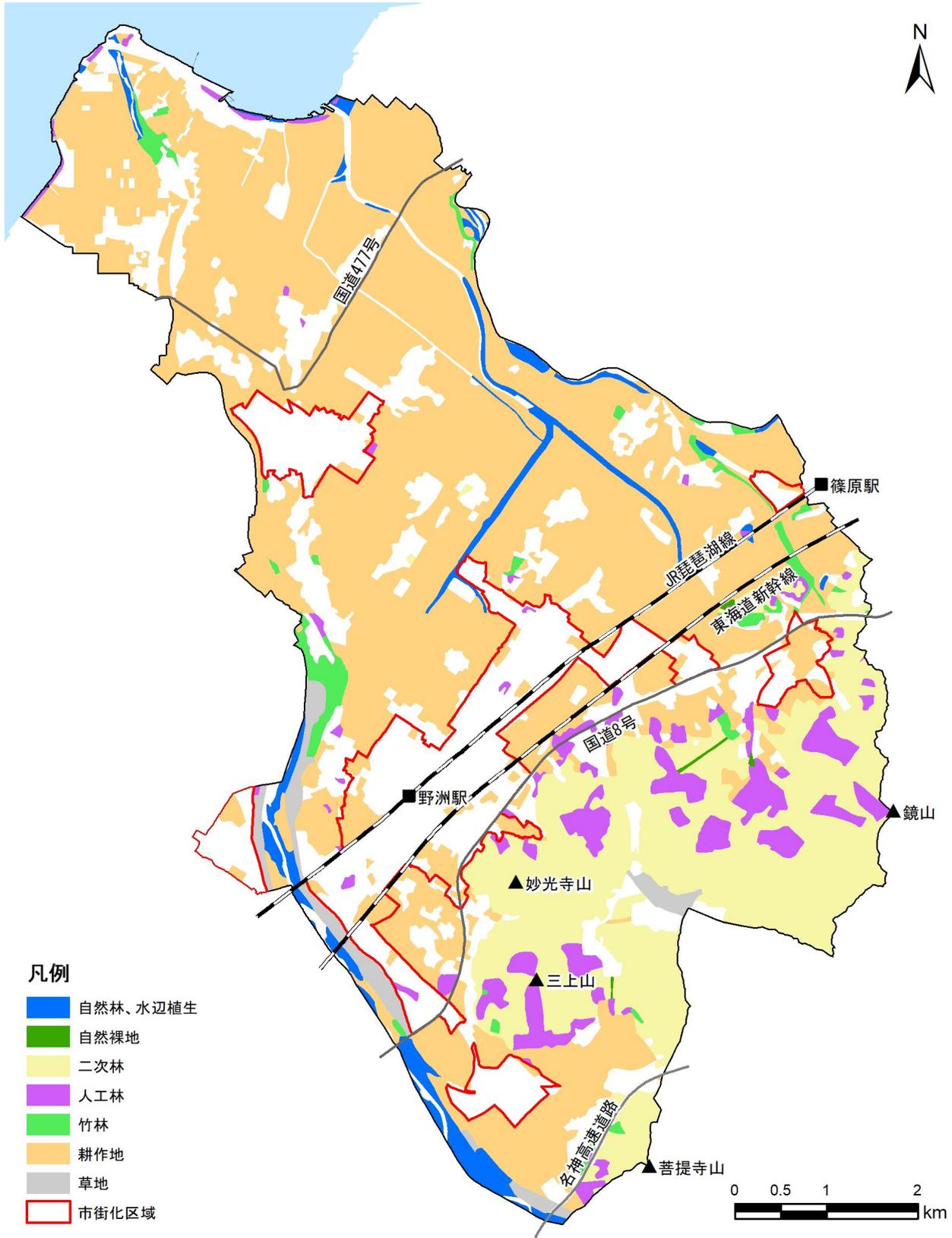
資料：滋賀県



兵主神社のクスノキ林



希望が丘の湿原



2. 緑地の変遷

昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年における、森林や農地などの緑地の分布状況と変化は図 2 - 15（1）（2）（3）のとおりです。

野洲駅周辺では、昭和 51（1976）年から平成 26（2014）年にかけて緑地が減少しています。他にも、全体的に市街化区域内では住宅地や商業業務地等の市街地整備にともない緑地が減少しています。

市街化調整区域においても、一部地域で緑地が減少しています。



図 2 - 15（1） 緑地（1976年）

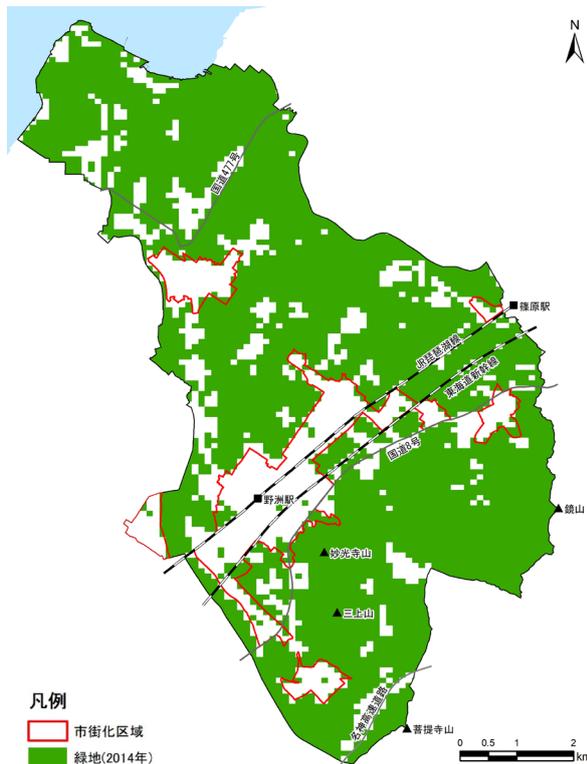


図 2 - 15（2） 緑地（2014年）

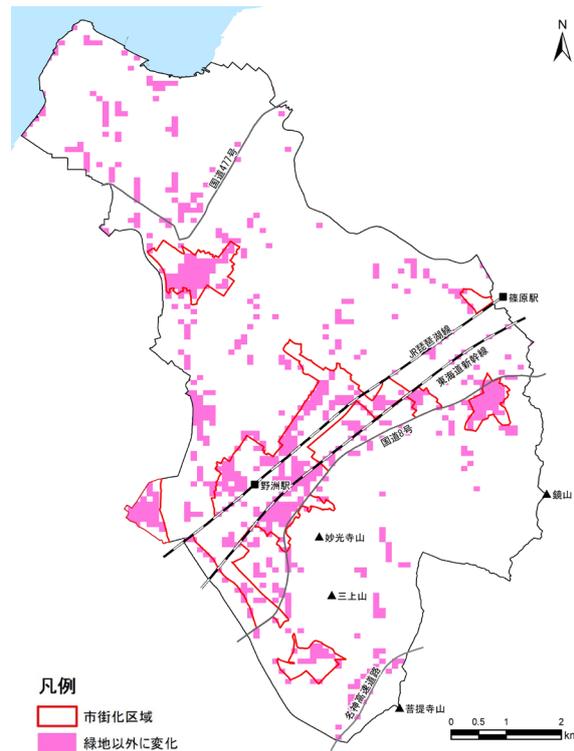


図 2 - 15（3） 減少した緑地
（1976年→2014年）

1976年と2014年は、国土数値情報、土地利用細分メッシュデータ（100m）に基づいて、森林や農地、湖沼などの緑地に区分されたメッシュを着色している。
 また、1976年に緑地であったもので、2014年に緑地以外の土地利用に区分されているメッシュをピンクで着色している。

資料：国土数値情報

3. 都市公園等

本市の都市公園は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当りの面積は8.14㎡となっています。地域ふれあい公園や児童遊園、農村公園を含めた都市公園等の合計では、170箇所、63.14haが開設済みで、人口一人当りの面積は12.34㎡となっています。（いずれも令和2年4月1日時点の数値）

表2-4 都市公園等の整備状況（令和2年4月1日時点）

	整備量		一人当り面積 ㎡/人	
	ヶ所	面積 (ha)		
住区 基幹 公園	街区公園	10	1.63	0.32
	近隣公園	1	1.20	0.23
都市基 幹公園	地区公園	0	0.00	0.00
	総合公園	0	0.00	0.00
	運動公園	1	14.90	2.91
基幹公園計		12	17.73	3.46
特殊公園	風致公園	0	0.00	0.00
	動植物公園	0	0.00	0.00
	歴史公園	0	0.00	0.00
	墓園	1	4.10	0.80
	その他	0	0.00	0.00
広場公園		0	0.00	0.00
広域公園		0	0.00	0.00
緩衝緑地		0	0.00	0.00
都市緑地		1	2.10	0.41
緑道		0	0.00	0.00
都市林		0	0.00	0.00
県公園（緑地）		2	17.75	3.47
都市公園計		16	41.68	8.14
地域ふれあい公園		142	17.70	3.46
児童遊園		4	0.84	0.16
農村公園		8	2.92	0.57
都市公園等計		170	63.14	12.34
行政区域人口（人）		51,176		R2.4.1時点

野洲市都市公園条例では、都市公園の整備目標を10㎡/人としている。

各公園等の内容は語句説明参照。

滋賀県内における市町別の一人当たりの都市公園面積は図 2-16 のとおりで、野洲市は滋賀県平均や国平均をやや下回る水準となっています。

また、近隣市と比べて本市の都市公園の供用率*は低く、都市公園の整備が進んでいない状況です。(図 2-17)

* 開設面積÷都市計画決定面積×100 (%)

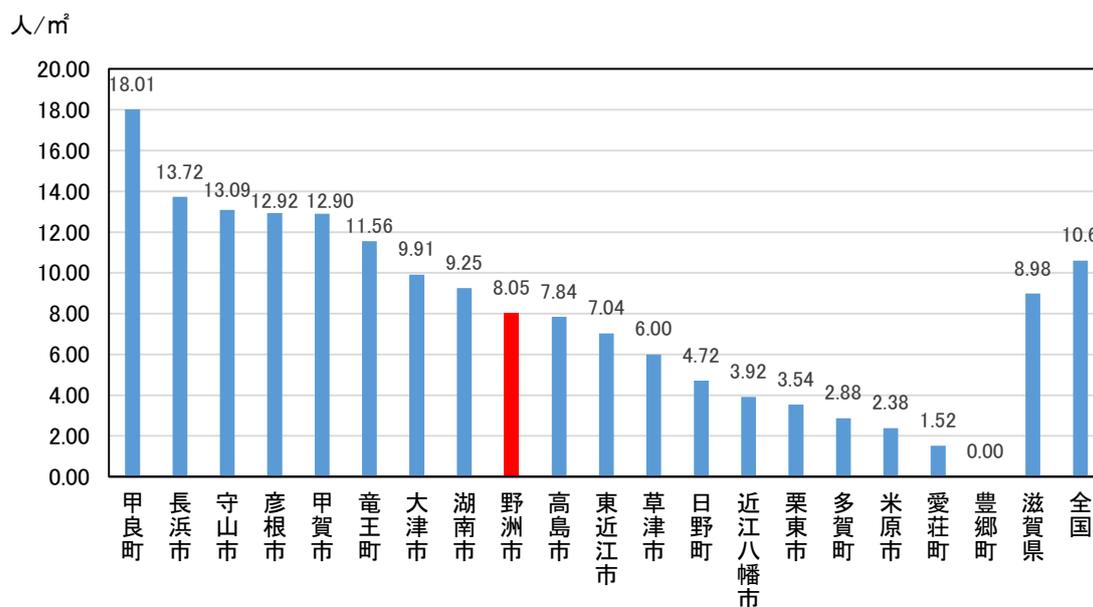


図 2-16 一人当たりの都市公園面積比較 (滋賀県内市町、滋賀県、国)

注) 滋賀県内の数値は平成 28 年度末の数値のため、23 ページの数値と合わない。また、国の数値は平成 29 年度末のもの (資料: 滋賀県、国交省)

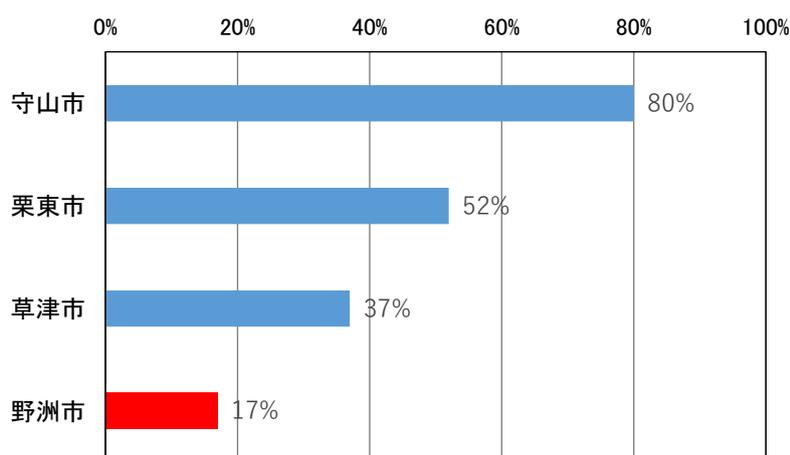


図 2-17 都市公園の供用率

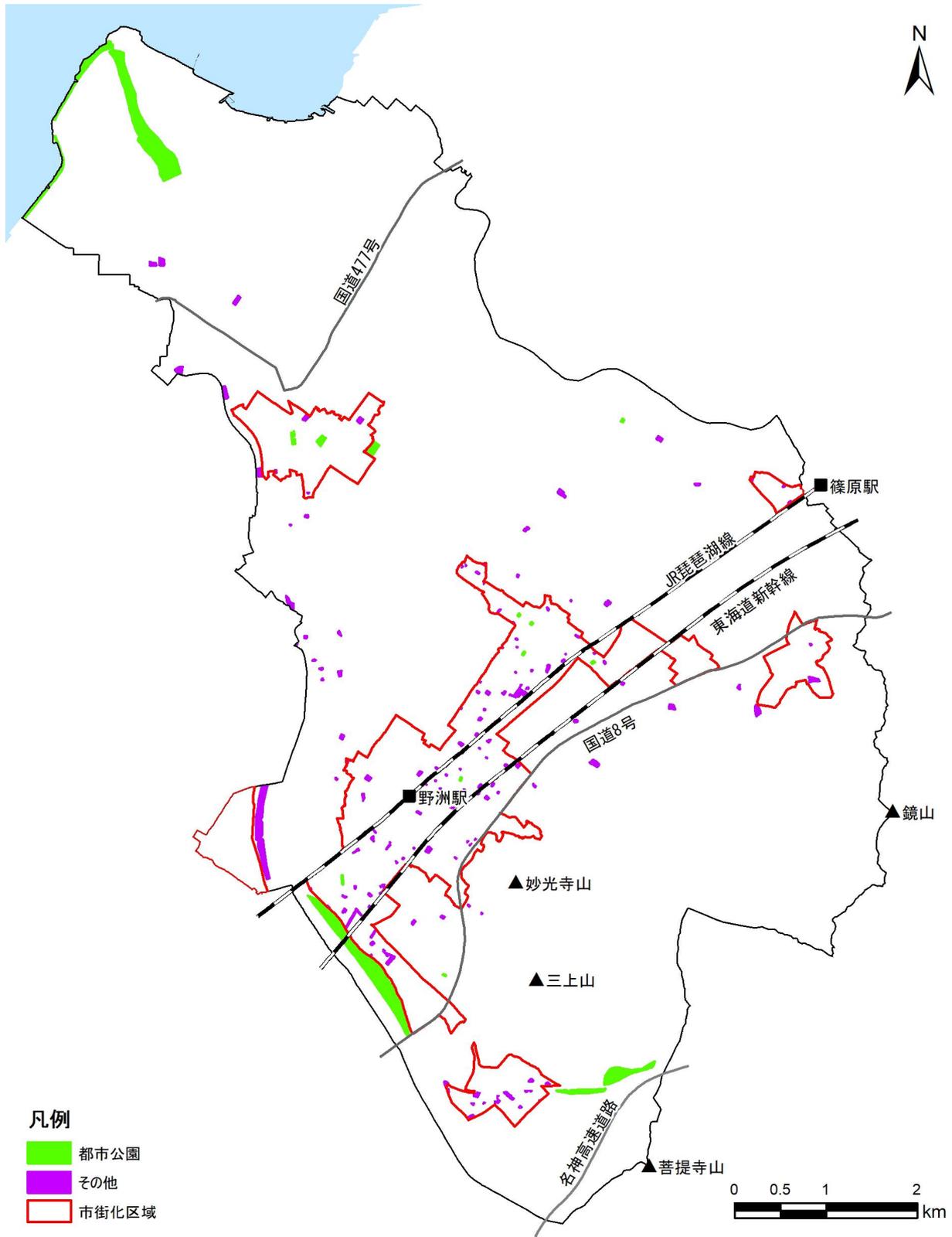


図2-18 都市公園等分布図

4. レクリエーション施設

みどりに関連するレクリエーション施設は図2-19のとおりで、希望が丘文化公園は、本市のみならず滋賀県を代表するレクリエーションの拠点となっています。

また、琵琶湖の豊かな自然環境を生かした緑地やレクリエーション施設があります。

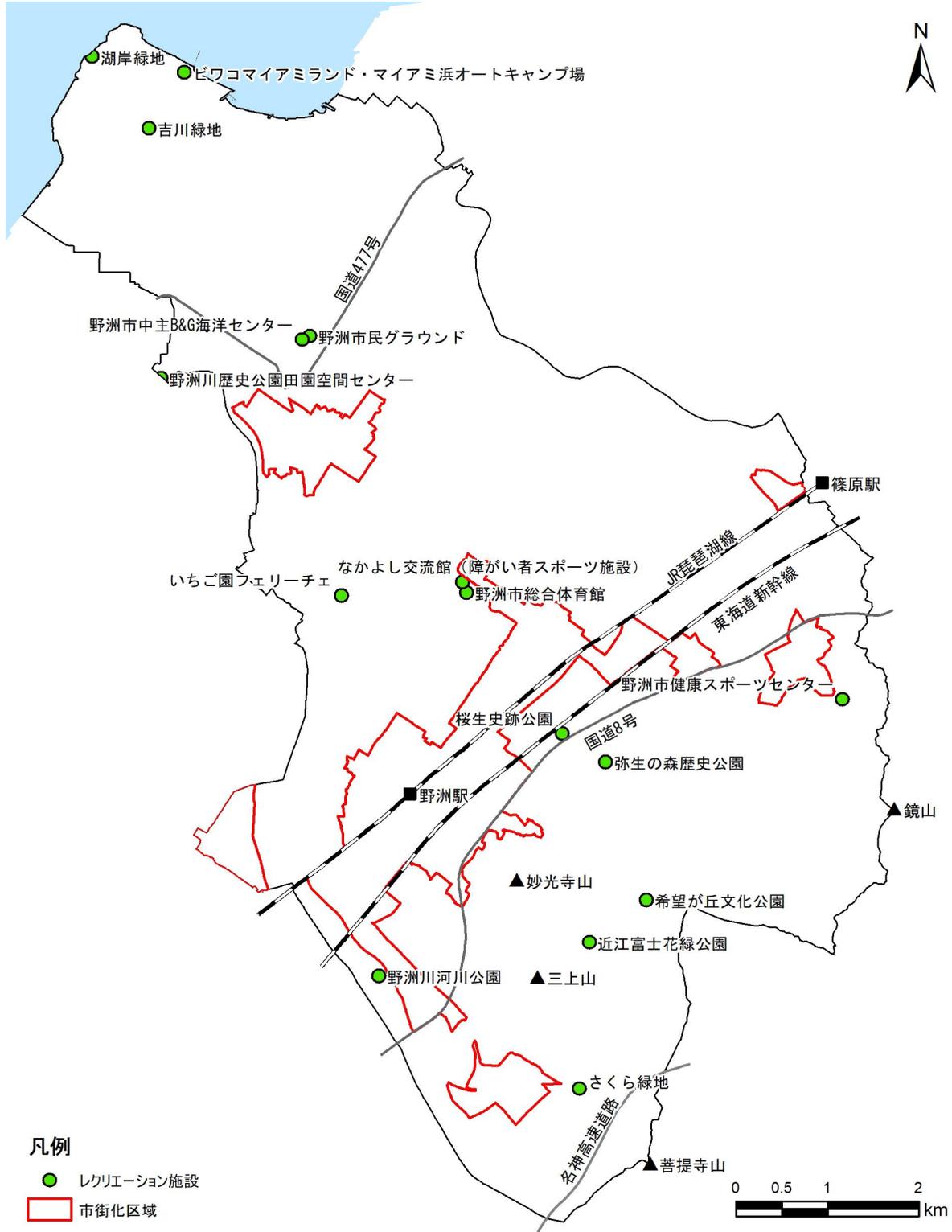


図2-19 レクリエーション施設の分布

5. 法指定

みどりに関する法指定の状況は表2-5、図2-20(1)(2)のとおりです。

市の南部に広がる山林は、風致地区や自然公園区域、保安林区域等に指定されています。

市の中央部から琵琶湖にかけての平野部は、農業振興地域農用地区域となっています。

表2-5 緑地の指定状況

種別	面積 (ha)
風致地区	766.7
自然公園区域	869.0
保安林区域	762.0
国有林	215.3
地域森林計画対象民有林	1,014.3
農業振興地域農用地区域	2,478.0
鳥獣保護区	941.3
上記重複	2,952.9
計	4,093.7

国有林、鳥獣保護区、重複面積は図上計測
各区域の内容は語句説明参照

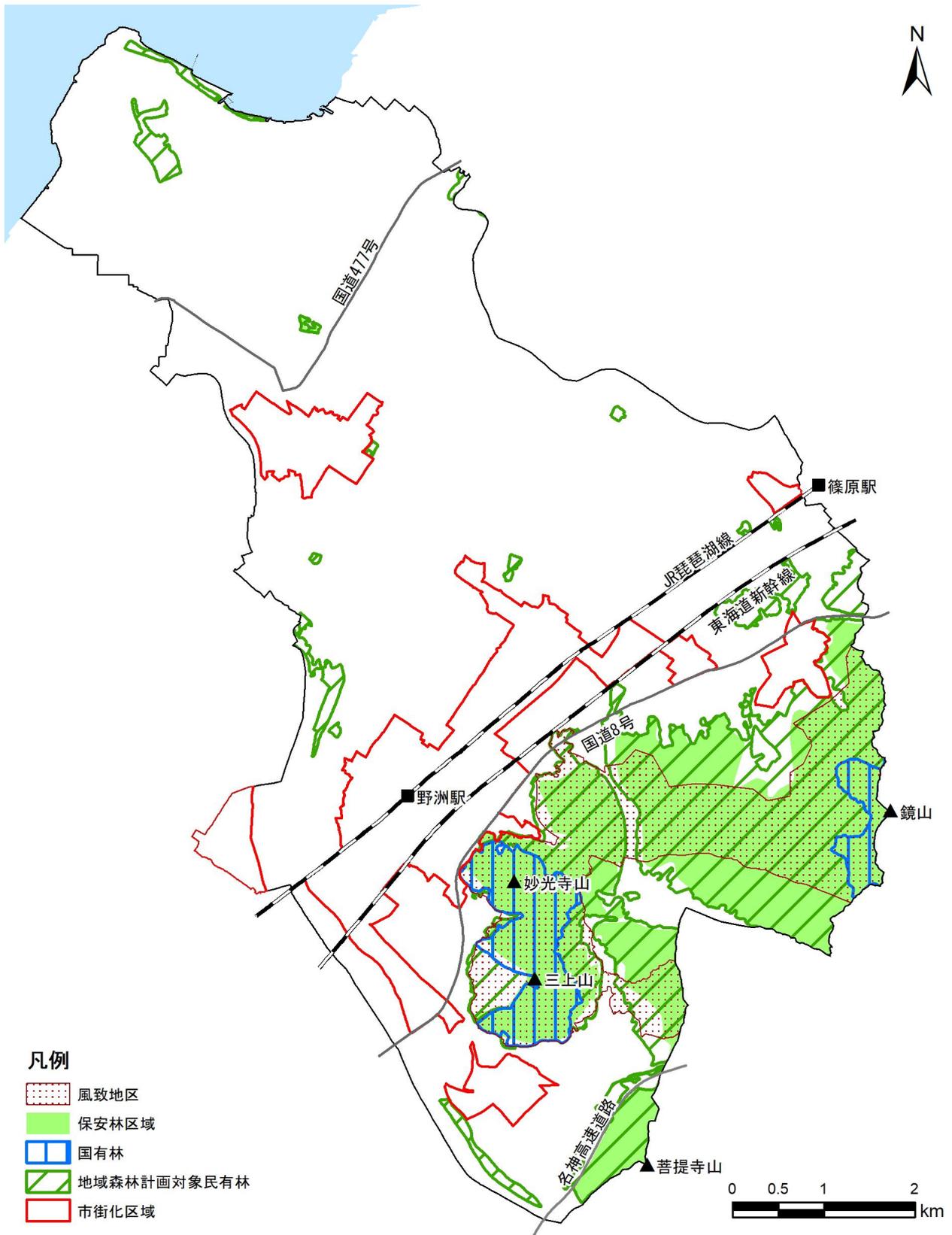


図 2-20 (1) みどりに関する法指定の状況

資料：国土数値情報

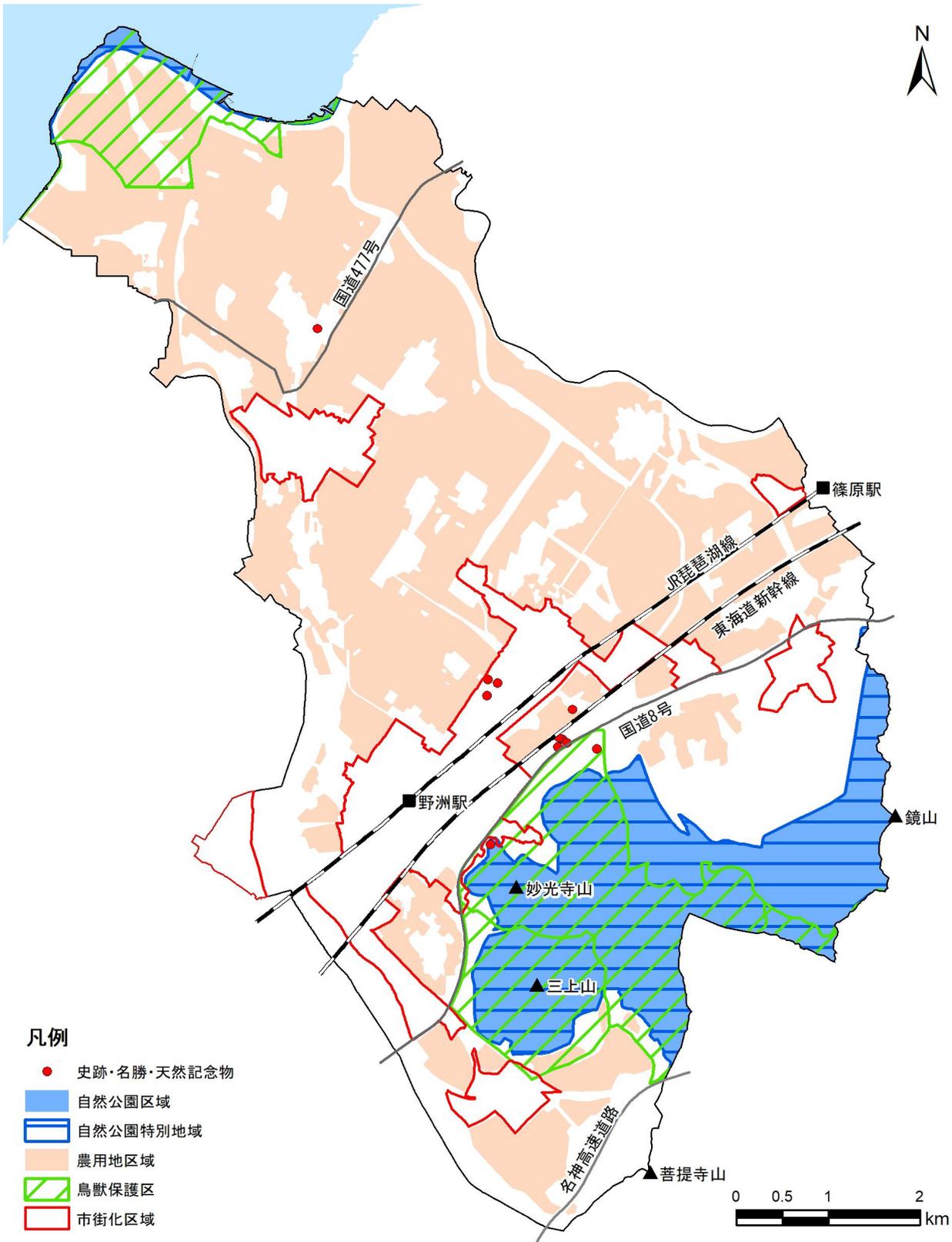


図 2-20 (2) みどりに関する法指定の状況

資料：国土数値情報

6. 緑化

1) 公共施設や道路の緑化

公共施設については、市庁舎における緑のカーテンや道路の緑化などに取り組んでいます。

2) 住宅地や工場地等の緑化

本市では、「開発行為に関する技術基準」及び「野州市開発行為等に関する指導要綱」に基づいて、住宅開発にあたっての緑化指導に取り組んでいる他、野州市工場立地法準則条例により大規模な事業所の緑化指導も行っています。

地区計画においても、敷地境界への生垣緑化等に取り組んでいる例もあります。

また、野州市生活環境を守り育てる条例においても、条例に定める事業所は、その敷地面積に応じた植栽率の緑地を確保することを求めています。



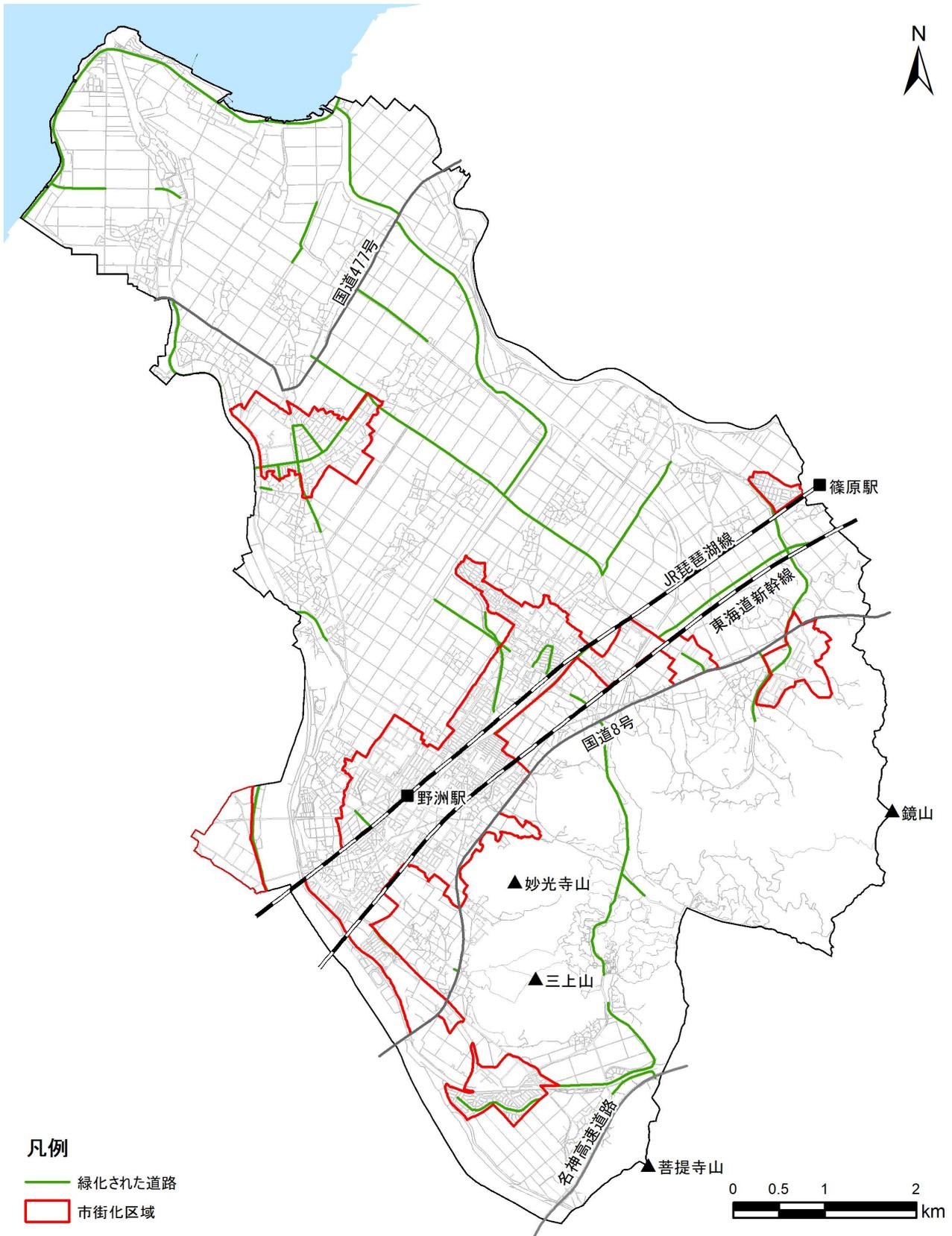
野州市役所



敷地が緑化された事業所



地区計画による住宅地の緑化（ホープタウン錦の里）



7. みどりに関する活動

1) みどりに関する活動

市内で実施されているみどりに関する活動は表 2-6 のとおりです。

自然観察会や学習会、生態調査、清掃活動、体験イベントなど、川や山などの様々なフィールドにおいて活動が行われています。

表 2-6 みどりに関する活動

「川」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 家棟川エコ遊覧、エコツアー ホテルの住める川づくり 流域ネットワークづくり（「水・生物多様性フォーラム」、 「ビワマスを戻すプロジェクト・フォーラム」） 家棟川、びわ湖清掃活動 家棟川流域生態調査
「山」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 里山[※]保全活動 里山自然観察、学習会 森づくり塾 野洲の山を知る探索、山の辺の歴史ハイキングコースづくり
「湖」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> びわ湖に親しむイベント（あやめ浜まつり）、砂浜学習会等 漁民の森づくり事業 内湖環境学習会 びわ湖学習会、ヨシ苗ポットづくり体験 ヨシ群落再生事業（ヨシ植え）
「緑」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 河辺林保全活動 野洲川北流跡自然の森調査報告会 野洲川北流跡自然の森カブトムシ幼虫観察会 野洲川北流跡自然の森タケノコ堀イベント 野洲川北流跡自然の森自然観察会 樹木の管理と剪定講習会
「農業」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業研修会（学習会） 生き物観察会

資料：第 2 次野洲市環境基本計画



家棟川エコ遊覧



森の生き物観察会



漁民の森づくり事業



ヨシ植事業



あやめ浜まつり



生き物観察会 (須原ゆりかご水田)

2) みどりに関する制度

緑地保全や緑化に関する制度としては、法律に基づいて運用されるもののほかに、市独自の条例や要綱に基づくものがあります。

表 2-7 みどりに関する制度

野洲市生活環境を守り育てる条例	「野洲市生活環境を守り育てる条例」では、市民及び事業者は、所有し、又は管理する土地に樹木等の植栽による緑化に努めなければならないとされています。 条例に定める事業所は、その敷地面積に応じた植栽率の緑地を確保することを求めています。
野洲市開発行為等に関する指導要綱	「野洲市開発行為等に関する指導要綱」では、開発事業等の計画及び施工に当たり、開発区域の緑化推進や緩衝植樹帯の設置、環境保全等について定めています。
近隣景観形成協定 [※]	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、自治会や町内会等にお住まいの皆様が、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しく住みよいまちづくりを進めていただくための、滋賀県独自の制度です。
野洲市工場立地法準則条例	工場立地法では、敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の工場については特定工場となり届出が必要です。野洲市工場立地法準則条例において、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域では、工場の敷地面積に対し緑地面積を 10%、緑地を含む環境施設を 15%確保することを定めています。 また、野洲市特定工場緑化に関する要綱により、特定工場周辺的生活環境に配慮した緑地整備を行うことを定めています。
地区計画	都市計画法に基づく制度で、緑豊かで良好な街並みの推進、維持、保全を図るとともに、地震などの災害時におけるブロック塀等の倒壊防止、また、防犯上の観点からかき又はさくの構造の制限を定めることができます。

8. みどりに関する市民意識

1) アンケートの概要

令和2年6月に行った「野洲市のまちづくりに関するアンケート調査」から、市民の緑のまちづくりに対する意識や行動を整理しました。

(1) 調査期間

令和2年6月1日～令和2年6月19日

(2) 調査方法

■ Web アンケート

調査対象…野洲市に在住・在勤している18歳以上の方

調査方法…市ホームページのアンケートフォームから回答

■ 郵送アンケート

調査対象…18歳以上の市内在住者 2,000人

* 住民基本台帳から各地域（現行都市計画マスタープランの7地域区分による）の人口などを考慮し無作為抽出

調査方法…対象者の自宅に調査票を送付し、同封の返信用封筒にて回答

(3) 配布回収結果

配布数：2000通（郵送）

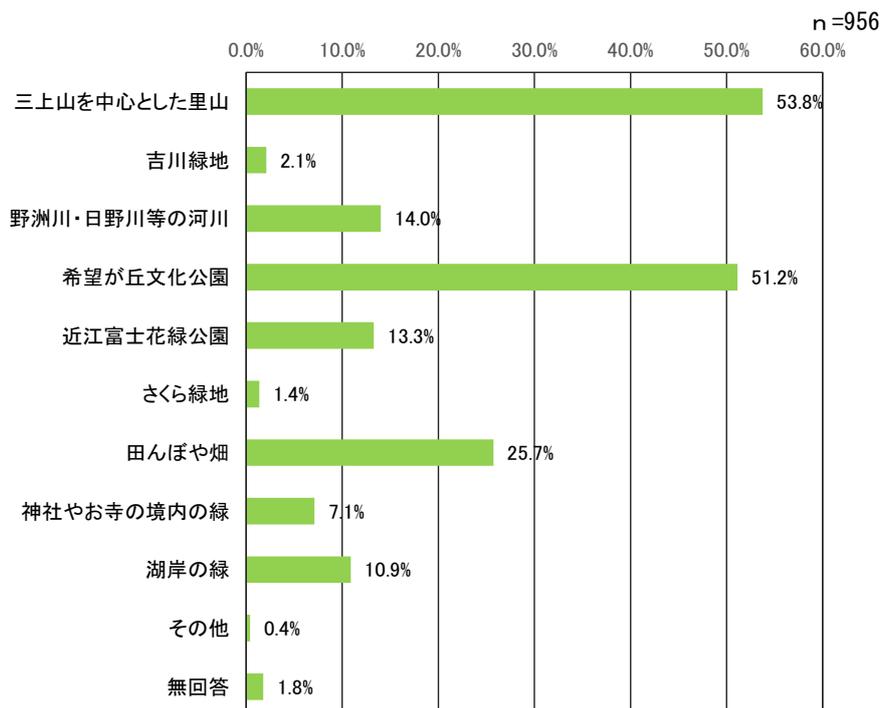
回収数：956通（webによる回収含む）

2) アンケートの結果

(1) みどり全般に関すること

■ 野洲市を代表する緑とは

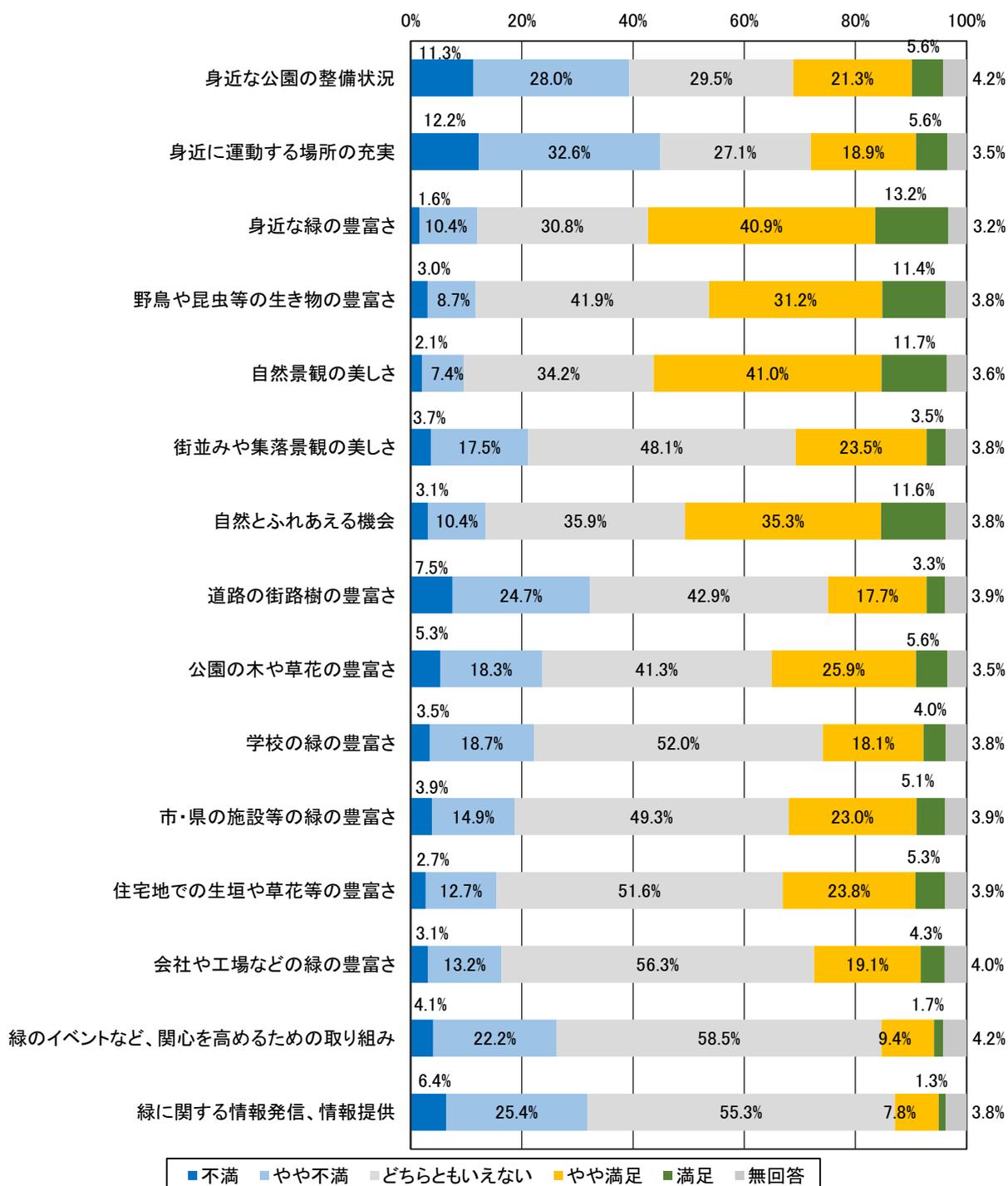
「三上山を中心とした里山」の回答が53.8%と最も高く、次いで「希望が丘文化公園」が51.2%、「田んぼや畑」が25.7%となっています。



■お住まいの地域の緑の満足度

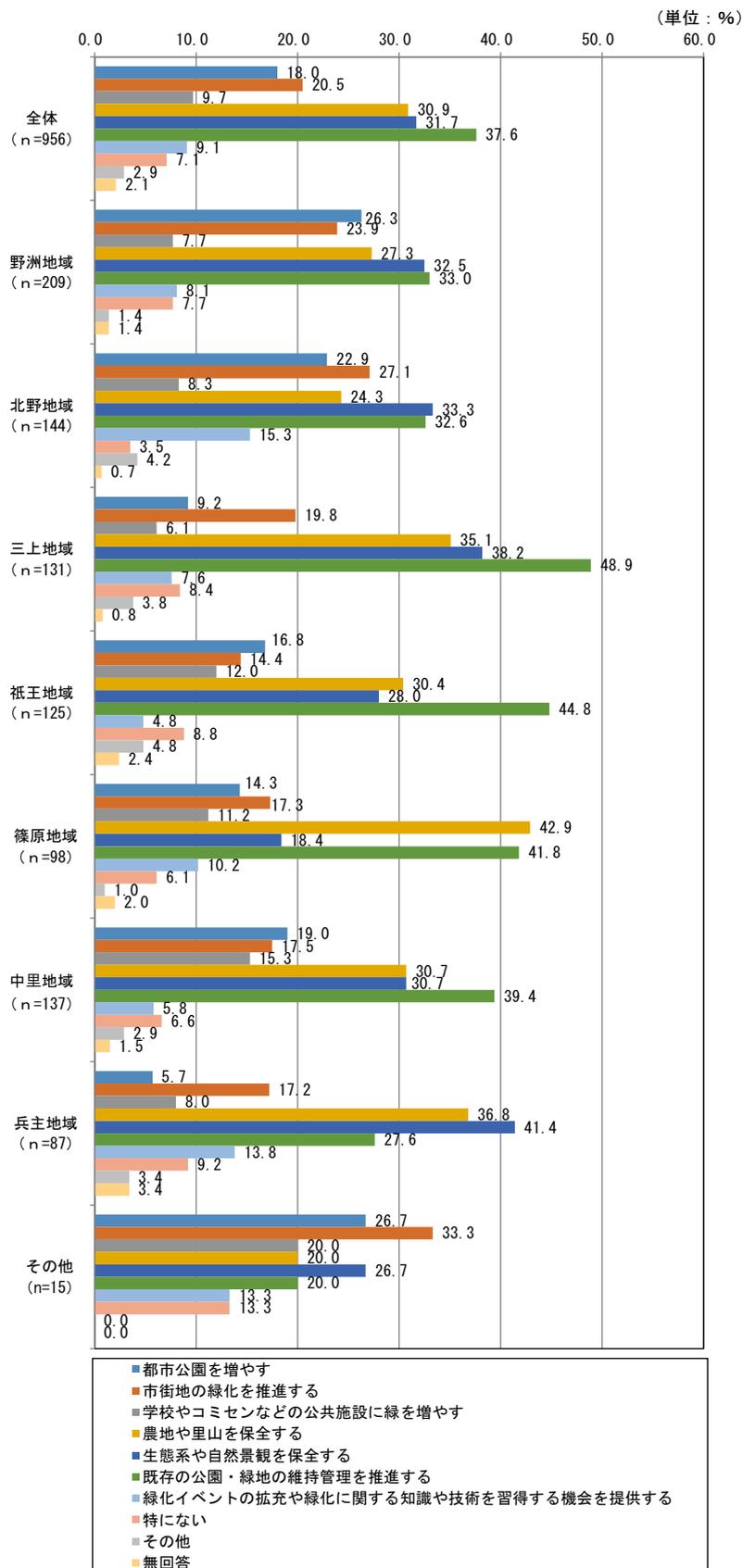
「満足」と「やや満足」の合計は、「身近な緑の豊富さ」が 54.1%と最も高く、次いで「自然景観の美しさ」が 52.7%、「自然とふれあえる機会」が 46.9%となっています。

一方、「不満」と「やや不満」の合計は、「身近に運動する場所の充実」の回答が 44.8%と最も高く、次いで「身近な公園の整備状況」が 39.3%、「道路の街路樹の豊富さ」が 32.2%となっています。



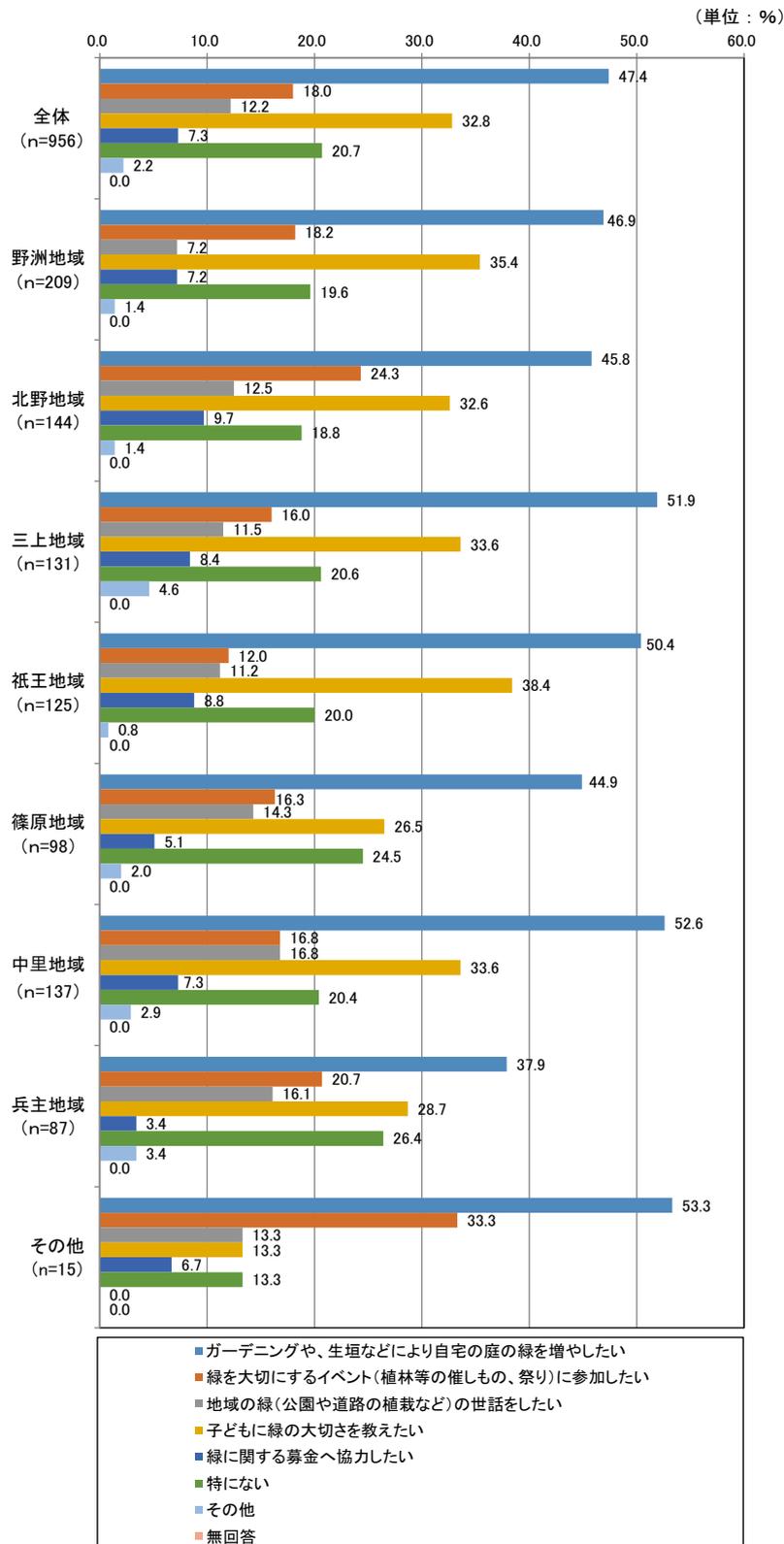
■野洲市が緑を守り育てていくべきと思う施策

三上地域、祇王地域では「既存の公園・緑地の維持管理を推進する」と回答した割合がそれぞれ48.9%、44.8%と高くなっています。一方、篠原地域では「農地や里山を保全する」が42.9%と最も高くなっています。



■自分が緑を守り育てていくために何をしていきたいか

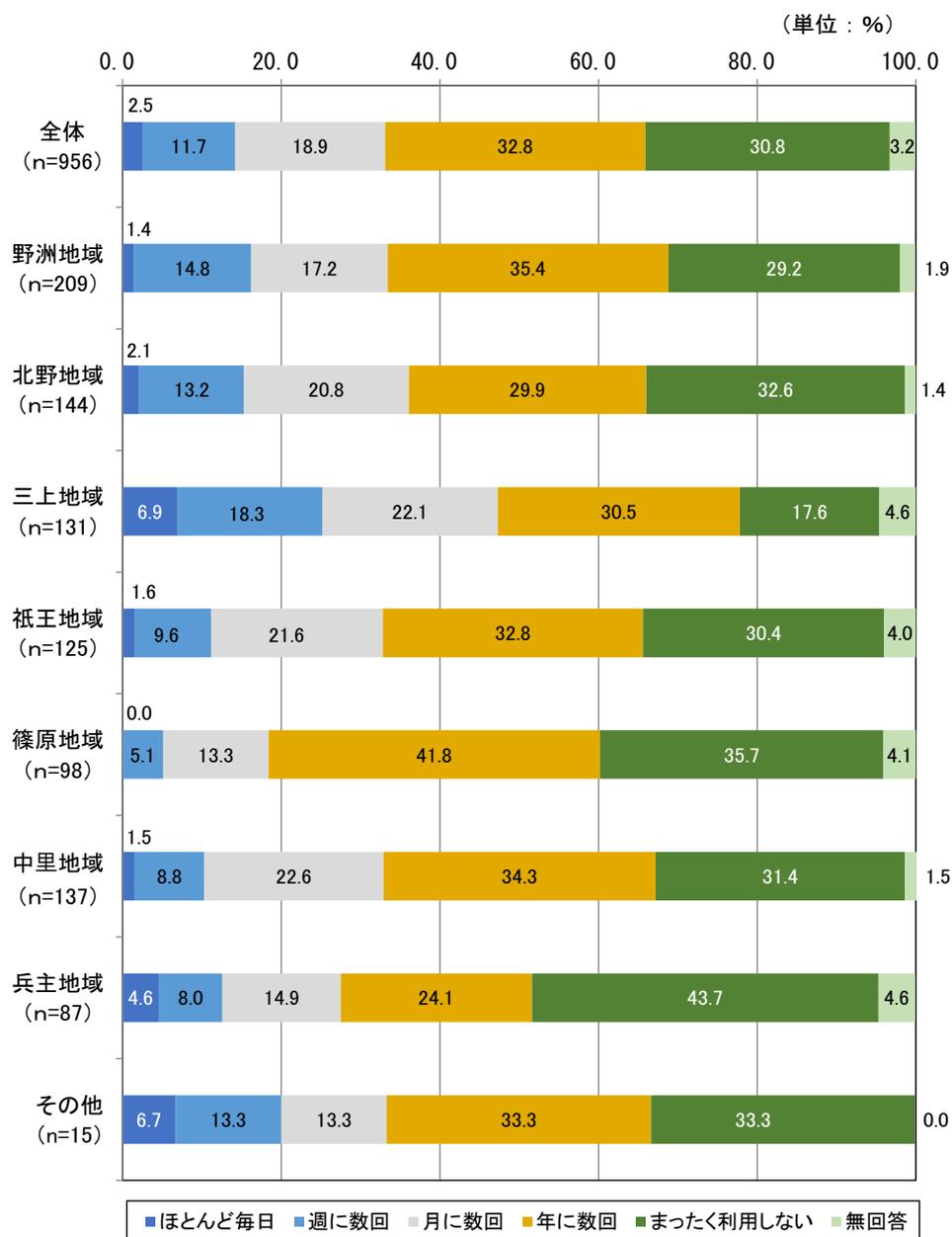
どの地域においても「ガーデニングや、生垣などにより自宅の庭の緑を増やしたい」と回答した人の割合が高くなっています。中里地域は 52.6%と他地域と比べて高く、次いで三上地域の 51.9%、祇王地域の 50.4%となっています。



(2) 公園に関すること

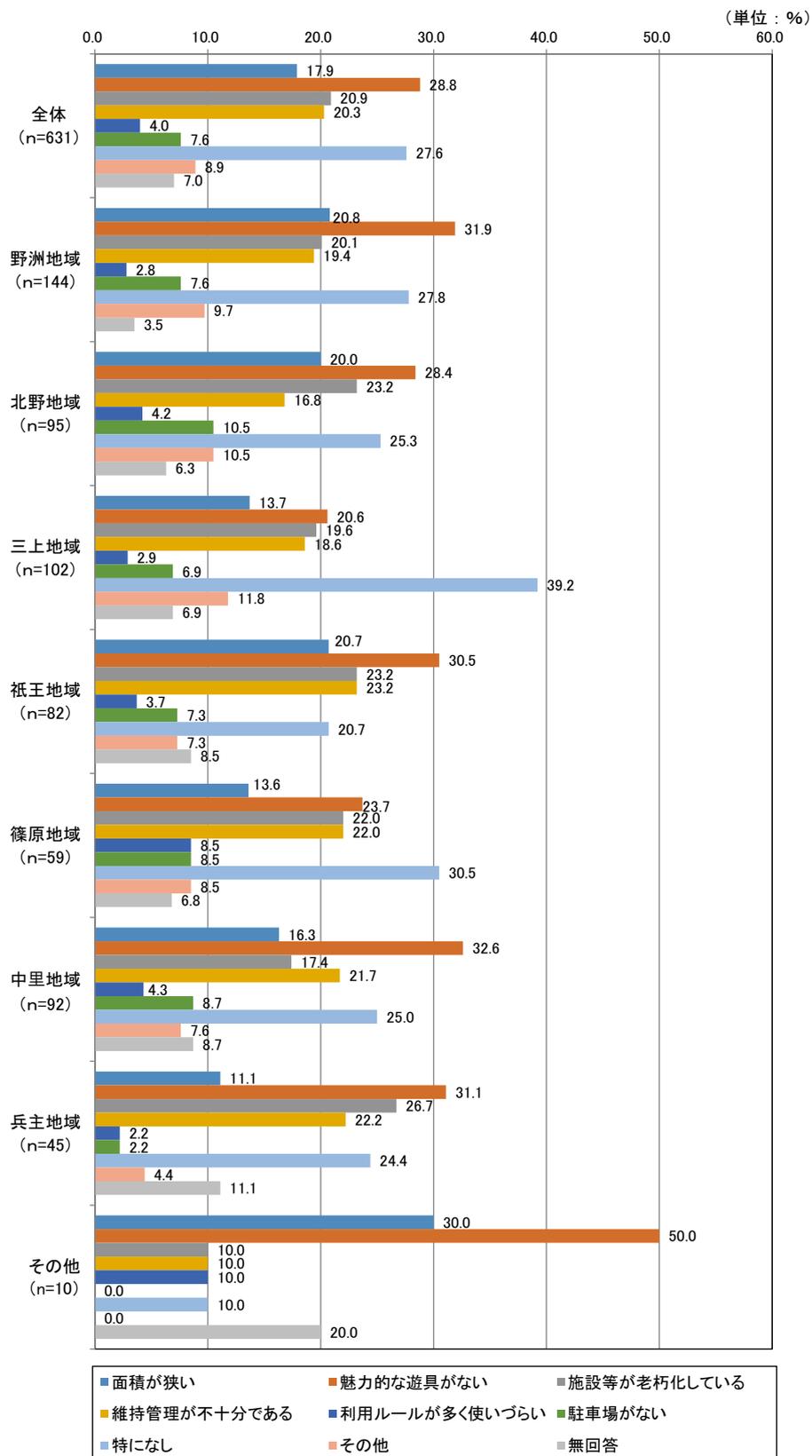
■市内の公園はよく利用するか

「ほとんど毎日」「週に数回」と回答した人の割合が高いのは三上地域で25.2%となっています。一方、兵主地域では「まったく利用しない」と回答した人の割合が43.7%と最も高くなっています。



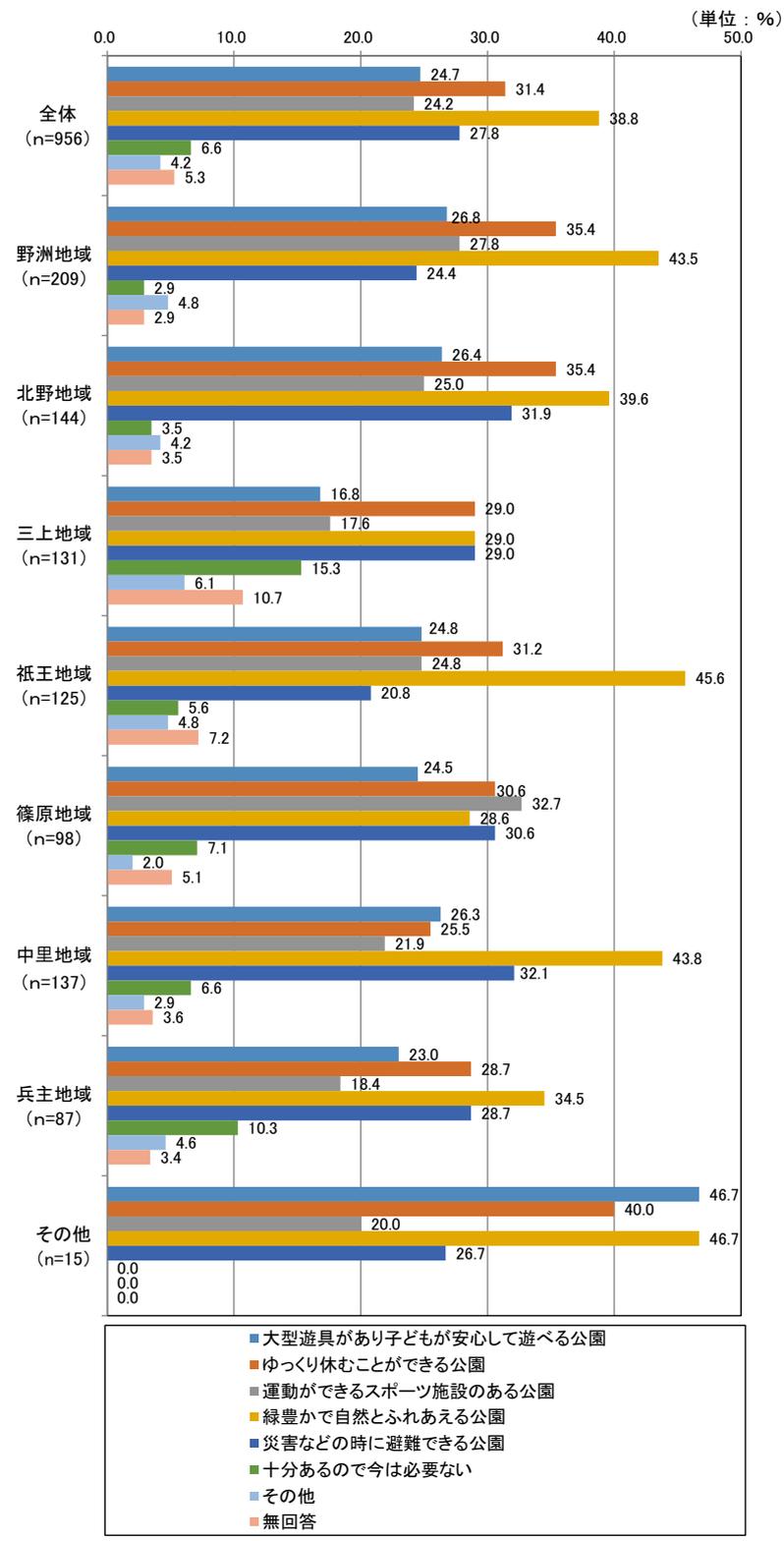
■公園で不満に思うこと

三上地域、篠原地域では「特になし」が最も高くなっていますが、他の地域では「魅力的な遊具がない」と回答した人の割合がいずれも最も高くなっています。



■どのような公園が必要であると思うか

ほとんどの地域で、「緑豊かで自然とふれあえる公園」や「ゆっくり休むことができる公園」と回答した人の割合が高くなっています。篠原地域では「運動ができるスポーツ施設のある公園」と回答した人の割合が最も高くなっています。



(3) まとめ

■全体の傾向

- 野洲市を代表する緑としては、「三上山を中心とした里山」「希望が丘文化公園」「田んぼや畑」などが認知されています。
- 居住地域の緑の満足度については、「身近な緑の豊富さ」「自然景観の美しさ」「自然と触れ合える機会」など自然の緑や景観についての満足度が高い一方、「身近に運動する場所」「身近な公園の整備」「道路の街路樹」といった人工的な緑についての不満度が高くなっています。これらを反映して、今後取り組むべき施策についても、「既存公園の維持管理の推進」「農地や里山の保全」「生態系や自然景観の保全」といった項目をあげています。
- 市内の公園の利用頻度は、週に1回以上利用している人の割合は1割強にとどまり、「全く利用しない」や「年に数回」の利用の人が全体の6割を超えています。
- 公園に対して不満に思うことは、魅力的な遊具がない点や老朽化、維持管理の問題等が指摘されています

■地域別の傾向

- 緑の量の豊富さについて評価が高いのは三上地域、篠原地域となっている一方、北野地域は評価が低くなっています。
- 身近な公園整備の満足度は、三上地域、兵主地域で高く、反対に祇王地域、野洲地域では不満度が高い傾向がみられます。
- 公園利用時の不満点については、三上地域では「特になし」との意見が多く、満足度が高いといえます。その他の地域では、いずれも「魅力的な遊具がない」が高くなっています。
- どのような公園が必要かについては、いずれの地域も「緑豊かで自然とふれあえる公園」が高くなっていますが、なかでも祇王地域が他の地域と比べて高くなっています。
- 緑を守り育てていくための今後の施策としては、三上地域、祇王地域、篠原地域で「既存の公園・緑地の維持管理を推進する」と回答した割合が高く、篠原地域では「農地や里山を保全する」が高くなっています。

第3章 みどりの課題

本市におけるみどりの課題は以下のとおりです。

■ みどりの保全に関する課題

地球的規模の環境問題が深刻化するなかで、自然環境の再生と生活との共生を図ることが重要となっています。また、人々の価値観の多様化にともない、自然とのふれあいは日常生活の上でも非日常的な生活の中でも重要視されるようになっていきます。

本市には豊かな山林や水辺、田園環境が豊富にあります。これらの自然環境は、市民のみならず、広域的な観点からも貴重な資源としてとらえられることから、今後もこの自然環境を保全・再生・活用していくことが必要です。

また、里山や鎮守の森、古墳周辺の緑地などは、ふるさとの景観や歴史を物語る上でも重要な役割を担っています。このようなみどりは、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

■ 公園の整備に関する課題

現在の一人当たりの都市公園面積は約 8 m²/人で、目標とする 10 m²/人を満たしていません。また、都市公園の供用率も低い状況です。

一方で、本市の人口はピークを迎え、今後は長期にわたって人口減少が続くことが予測されていることから、今後の人口動向や地域ニーズをふまえた公園緑地の適正配置が必要です。

また、安全・安心で魅力ある市街地の形成のために、グリーンインフラである都市公園は重要な存在です。市民アンケートにおいて身近な公園や運動する場所への不満の声が多く見られたことから、防災や市民の健康増進、子育て支援、コミュニティ活動の拠点となるような公園の整備が必要です。

■ 公園のマネジメントや魅力向上に関する課題

本市には、170 箇所の都市公園等が設置されていますが、これらの中には供用から年月を経たものも少なくありません。身近な公園は、誰もが日常的に利用する場所であり、コミュニティの場としても重要ですが、市民アンケート結果を見ると、月に数回以上公園を利用する人の割合は約 3 割となっています。

また、本市を代表する公園として野洲川河川公園がありますが、河川敷を利用した公園であるため、施設整備の自由度に制限があります。

今後は、こうした既存公園に対するライフサイクルコストを意識した適切なマネジメントや魅力の向上、利用の促進に取り組むことが必要です。

■都市の緑化に関する課題

身近にみどりを感じる生活環境の実現のためには、公共施設や民有地の緑化が重要です。

公共施設については、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。また、市街地内の土地の多くを占める民有地の緑化については、緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

■協働のまちづくりに関する課題

みどりのまちづくりへの市民参加に関しては、地域による維持管理や体験学習、民間による公園の運営など、様々な取組が始まっています。また、滋賀県と連携した緑化パンフレットや緑の募金リーフレットの配布等にも取組んできました。

一方で、市民アンケートによると、みどりに関する情報発信や情報提供に対する不満の声が比較的多くみられました。

今後、みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、行政による取組だけでは不十分であり、緑の担い手を育成するとともに、みどりに関する各種情報の発信や収集に努め、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。